

午後3時17分開会

○嶋崎委員長 ただいまから企画総務委員会を開会いたします。開会時間が遅れましたことをおわびを申し上げます。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンの使用は認めておりませんので、あらかじめご了承を頂きたいと存じます。

欠席届が出ております。景観・都市計画課長、前田美知太郎課長は忌引のため、それから須貝基盤整備計画担当課長は出張公務のため16時から、政策経営部財政課長、中根課長は冒頭のご挨拶のみで退席をして、会議出席のためということで出ておりますので、ご承知おきを頂きたいと存じます。

今年度初めての委員会でございますので、お手元に名簿案を配付してございます。ご確認を頂きたいと存じます。名簿案の星印のある方が異動のあった方です。順次、異動のあった方、理事者の自己紹介を簡単をお願いしたいと思います。

○柳千代田清掃事務所長 千代田清掃事務所長に就任いたしました柳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。

○平岡環境まちづくり総務課長 環境まちづくり総務課長になりました平岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。

○武建築指導課長 建築指導課長の武でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。

○加島まちづくり担当部長 すみません。ウォークブル推進担当課長を景観・都市計画課長の前田が兼務いたします。本日は欠席となります。よろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。

○緒方住宅課長 このたび住宅課長を拝命いたしました緒方でございます。よろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。どうぞ。

○神原地域まちづくり課長 地域まちづくり課長を拝命いたしました神原でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。

○江原麴町地域まちづくり課長 麴町地域まちづくり担当課長に就任いたしました江原と申します。よろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。

○大木神田地域まちづくり課長 神田地域まちづくり担当課長に着任いたしました大木でございます。よろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。部長。

○古田政策経営部長 名簿の裏面に入りまして、政策経営部でございます。政策経営部長を拝命いたしました古田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。

○村木デジタル戦略担当部長 デジタル戦略担当部長に就任いたしました村木でございます。デジタル戦略担当課長を事務取扱いたします。よろしくお願いいたします。

- 嶋崎委員長 はい。
- 中田行政管理担当部長 行政管理担当部長となりました中田です。よろしくお願いいたします。
- 嶋崎委員長 はい。
- 石綿総務課長 総務課長を拝命いたしました石綿でございます。よろしくお願いいたします。
- 嶋崎委員長 はい。
- 中根財政課長 子育て推進課長より財政課長になりました中根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 嶋崎委員長 はい。
- 神河人事課長 人事課長の神河と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 嶋崎委員長 はい。
- 武笠契約課長 契約課長になりました武笠と申します。よろしくお願いいたします。
- 嶋崎委員長 はい。
- 大矢会計管理者 会計管理者の大矢でございます。よろしくお願いいたします。
- 嶋崎委員長 はい。
- 河合選挙管理委員会事務局長 選挙管理委員会事務局長になりました河合でございます。よろしくお願いいたします。また、統計課長の事務取扱になってございます。
- 嶋崎委員長 はい。
- 門口監査委員事務局長 監査委員事務局長の門口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 嶋崎委員長 はい。次長。
- 安田区議会事務局次長 区議会事務局次長の安田でございます。
- 嶋崎委員長 はい。いいですか。ということで、異動がありましたので、自己紹介をしていただきました。入れ替わりのために暫時休憩します。

午後3時22分休憩

午後3時23分再開

- 嶋崎委員長 委員会を再開します。
- それでは、申し訳ございません、ちょっと議事の都合で、2番の報告事項から入ります。
- 環境まちづくり部（1）「2050年脱炭素社会実現に向けた連携協定」について、説明を求めます。
- 笛木環境政策課長 それでは、お手元の環境まちづくり資料1、「2050年脱炭素社会実現に向けた連携協定」について、報告させていただきます。
- 千代田区では、これまで岐阜県高山市及び群馬県嬭恋村と森林整備協定を締結し、地方の森林整備やCO₂吸収量の認証、環境学習等、また木材利用の促進等をおこなってきました。昨年、温暖化対策条例等の改正を踏まえまして、本年度からは、2050年脱炭素社会実現に向けた連携協定として、再生可能エネルギーの利用や創出等を追加するとともに、新たに姉妹都市である秋田県五城目町とも協定を締結しました。
- 協定先はご覧の3市町村になります。
- 協定の概要は3市町村とも同じで、①森林整備の実施。②CO₂吸収量の認証。カーボ

ソフセットなどです。③環境学習等の交流事業の実施。職員ツアー等を実施します。④再生可能エネルギーの創出・導入・利用の拡大。これが新規となりまして、連携先の再生電力を産地指定として区民や区内事業者への利用拡大や、新たな再生施設等の創出等も行ってまいります。⑤木材利用の推進。これはこれまでどおりです。⑥住民・企業等の協働の促進。今後、脱炭素社会に向けて住民や企業等の取組を推進してまいります。

3、協定締結日、令和4年4月1日としております。

報告は以上です。

○嶋崎委員長 はい。ご質疑を受けます。

○木村委員 これまでの協定書と今回変わるものというのは、主に2の協定の概要ですね。

④でしょうかね、これまでの協定との違いは。ちょっとそれだけ確認させてください。

○笛木環境政策課長 題名が一つ変わりました。森林整備協定から2050脱炭素社会の連携協定、それに、そのため、①森林整備、②CO₂吸収量、③環境学習等は変わりませんが、④の再生可能エネルギーの創出・導入にお互いに取り組んでいくということが主に変わったところでございます。

以上です。

○木村委員 ④の再生可能エネルギーの創出・導入・利用の拡大と。それぞれのやはり自治体が再生可能エネルギーの創出に努力されていくんじゃないかと思うんですよ。つまり、地産地消ということですね。そうすると、千代田区分としてというのは、枠組みというのはどのくらい、その千代田区の削減との関係で、削減の目標との関係で、どのくらいの枠組みをこの再生可能エネルギーの創出・導入・利用の拡大で得られる見通しなのかというのは、概算でも教えていただければと思います。

○笛木環境政策課長 千代田区では、再生可能エネルギーをつくるということが非常に、面積的な部分だとか、それで困難でありますので、ただ、エネルギーの需要は非常に多いという状況にありますので、幾らでも本当に欲しいという状況ではありますが、相手方にも需要が限られておりまして、また、千代田区に全部持ってくるというのも、ちょっとした、それは、相手方もあることですので、なるべく相手方にもいろいろ地域貢献をしながら、できるだけ多くの再生可能エネルギーを持ってきたいと思っております。

○木村委員 これは新年度の予算の中で、いわゆる大丸有地区の、国の環境モデルですか、あれとも、これ、関わりというのはあるんですか。

○笛木環境政策課長 関わりがないということではなくて、これ、相手方の地方の再生可能エネルギーを持ってきた場合、ある程度付加価値、地域貢献等も行います。若干割高にはなります。そうなりますと、こちらでも供給先も見つけなければならない中では、一つ大丸有の企業というのも、それは出てくるのではないかと思っております。

○木村委員 たしか調査経費で1,500万ぐらい新年度予算がついていますよね。この④で言っている新たな再生施設の創出等を行う、これの経費でもあるわけですか。

○笛木環境政策課長 今年度の予算で再生可能エネルギーの産地指定のものを千代田区に持ってくるというのは、委託費と、それと新たな再生可能エネルギー施設の創出の検討ということで、2本立てで行っておりまして、今回1,100万ほど委託をつけておる中では、その二つをやっていく中で、確実にを行うこととしましては、先方からの再生可能エネルギーを産地指定として契約して千代田区内に供給するということは、2メガワット以上

を持ってくることということで契約にはあれしておりますので、再生可能エネルギー、新たな施設については検討ということで今年度は進めております。

○木村委員 2030年までに半減、排出量、CO₂排出量を半減しなくちゃいけないと。おおよそ。この間の第6次ですか、報告書では、2025年までにはいわゆる削減量が排出量を上回らなくちゃいけないという、そういう状況に今なってきていると。で、そのカーボンバジェットという、1.5度までにあとどれぐらいのCO₂排出が許されるのか。それでいくと、大体、日本は大体65億トンで、日本は大体年間11億トン排出しているというから、もう五、六年でカーボンバジェットを使い切っちゃうと。そういう状況の下で、やはり排出量が、エネルギー消費が大きい大都市でどうするのかというの、私、問われてきていると思うんです。

地方との連携で、再生可能エネルギーの創出・導入・利用の拡大、これを追求することは私は結構なことだと思うんですよ。だけれども、当然、地方においても地産地消ということで、自前で再生可能エネルギーを賄っていく。そうすると、じゃあ、都市に送ってくれる分、どのくらいあるのか。地方に任せるというわけに、これはいかないわけで。となると、やはりこの追求と併せてやっぱりエネルギー消費量を減らしていくということも併せて持って、合わせ技でやはり追求していかないと、もう間に合わないんじゃないかなと思うんですよ。環境まちづくり部です。

で、その辺も兼ね備えた対応策というのもちょっと最後に伺っておきたいと思うんですけれども、2050脱炭素社会実現に向けた連携協定そのものはもう進めていただいて結構だと思うんだけど、併せて消費量をいかに減らしていくのかということもぜひ、あの大量の排出を前提とした対応じゃなくて、それも併せてやっていく必要があるんじゃないかなと思うんですけれど、ちょっとそれについての見解だけ伺っておきたいと思います。

○笛木環境政策課長 そうですね。千代田区では再エネの創出がかなり難しいということですので、まずは省エネをどういうふうに推進するかというのが一つの柱だと思います。その中で、ビルの空調だとか、またエネルギーのマネジメントというか、需給の関係の調整だとか、そういったことも、今、実際大きなビルだとか今後のビルの中では考えていく、そういったことも取り入れているという状況にあります。そうした、今後、そういうビルの改善とともに、一方で省エネとともにこれだけの需要のあるところですから、どうにかエネルギーは持ってこなければいけない中では、様々な企業、またこの3自治体に限らず、いろいろな自治体と連携、また企業とも連携しながら、区が間に立つなどして、どうにかその辺も、供給も成し遂げていきたいと考えております。

○嶋崎委員長 環境まちづくり部長。

○印出井環境まちづくり部長 木村委員ご指摘のとおりでございます。大丸有地域をはじめとして、千代田区における消費エネルギーの7割、8割が業務系ということですが、しかもその大層が電力ということになっていきますので、まずはそういった大丸有地域をはじめとして省電力を進めるとともに、その電力のゼロカーボン化という取組を進めると。

そういった中で、実は再生可能エネルギーについては、非常に太陽光などを含めて、夏の時期には、ある種通常の火力発電所を抑制しなくちゃいけないというような、そういう状況もあるのかなというふうに思っています。そういった中で、こういう地方のエネルギーを、片仮名で恐縮なんですけど、アグリゲーションするというような仕組みも我々として

は考えながら、場合によっては蓄電施設とか、昨今話題になった揚水電力とか、そういった技術も使いながら、うまく地方と都市の電力需要供給を最適化していくと。そういったことも含めて、今回の五城目や孺恋の中でもそういった仕組みが活用できないかというのを模索しつつ、新たな自治体との連携も念頭に置いて進めていきます。ですので、前提としては省電力、それはもちろん第一だというふうには認識しております。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

○大串副委員長 地方との連携は大事なんですけども、温暖化対策の事業計画でしたかな、具体的には計画に定められていると思うんですけども、具体的に、今回のこの連携協定によってCO₂の削減がどのくらい、この削減効果、割合が出るのか。本来ですと、事業者が出すCO₂が最も多くて、千代田の場合は多いんだろうけれども、事業者が何%、個人が何%、そしてこの地方との連携で何%で、今回はその地方との連携なんですよと。これがどのくらいCO₂削減に効果があるのか、その割合をちょっと教えてもらいたい。

○笛木環境政策課長 CO₂削減といいますか、今回、森林整備によりまして、森林がCO₂を吸収する、削減するということが一つあります。これまでも高山市と孺恋村で約10年間と5年間やってきた中では、合計で127ヘクタールの森林が整備されまして、併せて3,446トンのCO₂が吸収されています。今後さらに五城目町も加えまして、さらに高山市と孺恋村も今までの倍ぐらいの森林整備をやるということで、年間ですと35ヘクタールということで、一概に、森林整備をどれだけやったらCO₂どれだけというのは、すぐ計算できるものではなくて、様々な複雑な計算式があります。あと整備内容によってもかなり違ってくるものですので、ちょっと想定はできないところなんですけれども、今まで以上の、倍ぐらいのCO₂の吸収はされる見込みで森林整備を推進していくところでございます。

○大串副委員長 漠然としている。ちょっと、こう、漠然としていますよね。事業を行う際は、やっぱり千代田区として2050年CO₂ゼロに向けてきちんと計画を立てて、今回これをやったことによってどれくらいこの削減があるんだということを見越して事業の組立てを行っていく。それを区民の皆様方に説明していく。あ、そういうことなのねと。それが今だと、ちょっと計算式が複雑でなかなか難しいとかと言うと、やらないよりはやったほうがいいかなというような感じなんですけれども、しっかりと今答えられなければ、また次回でも結構ですので、しっかりとその辺は数値で示してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○印出井環境まちづくり部長 今、大串副委員長からのご指摘でございます。森林整備に伴うCO₂の排出量というのは、なかなか広さに対してかなり量的には非常に規模が少ない。ただ、森林整備を通じて地方を活性化すると。森林組合を通じた地方創生に資するという面もありますので、そういった両面を含めて我々としては考えているところでございますけれども、おっしゃるとおり、そのCO₂の吸収量、多分コンマ何%という話なんですけれども、そういった辺りもしっかり積み上げられるような形でお示しをしていきたいと思っています。

それから一方で再生可能エネルギーの創出につきましては、先ほど課長からご答弁申し上げましたとおり、一定程度メガワット級の連携を想定しながら、今回その仕組みの調査

研究に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○嶋崎委員長 いいよね。

○大串副委員長 はい。

○嶋崎委員長 はい。ほかにありますか。

○岩田委員 以前も指摘しましたが、部長、先ほどの答弁で、企業の電気なんかを、何ですか、再生可能エネルギーというようなことは言っていたんですけども、それよりもはるかに多いCO₂を排出するセメント、コンクリートを製造するときのお話についてはちょっと触れていなかったの。千代田区では確かに造っていませんよ。造っていませんけども、超高層ビルとかでたくさん使っているじゃないですか。それについては、これは考えていらっしゃるのでしょうか。

○印出井環境まちづくり部長 この脱炭素社会実現に向けた連携協定については、そういった要素、セメント等については入ってございません。ただ、ご指摘のとおり、各自治体におけるCO₂の排出量というものについては、例えばビルを造るときの、セメントだけじゃありませんね、ガラスだとか鉄だとか、そういったものは生産地になってございます。一方で、セメント、ガラス、鉄、製造そのものについても、CO₂の排出量削減の技術は進化をしているところで、逆にセメントなんかで言えばCO₂を吸収させて、将来的にはカーボンネガティブというような、そういった取組も進んでいるところでございますので、千代田区がそういった技術を持つ事業者、そういった技術を先進的に取り入れる技術者を、技術を取り入れる事業者が多いというところでございますので、そういったものを積極的に推進するように取り組んでまいりたいというふうに思います。

○岩田委員 そうですね。セメント、コンクリートのほかに鉄なんかもそうですね。CO₂がたくさん出ます。確かに生産地でそれを計算するのもかもしれませんが、それを使っているという、そういう気持ちとして、使うから造るんであって、そういうのもちょっとこれから考えて、先ほど大串委員、木村委員がおっしゃっていたような協定先、それぞれどれぐらいのCO₂を吸収するぐらいの枠を持っているのかというのも考えてやっていただきたいと思いますので。

○印出井環境まちづくり部長 そういう視点も踏まえて、今後進めていきたいと思えます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

この件はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

次に、（２）東郷元帥記念公園の改修工事について、理事者から説明を求めます。

○谷田部道路公園課長 それでは、東郷元帥記念公園の改修工事について、環境まちづくり部資料2でご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、この工事、1番の経緯のところに書いてございますが、平成29年度から工事着手いたしまして、途中、鉛の基準値を超える、超過が確認されまして、一時工事も中断をしながら進めてきたところでございます。この3月31日で下段の工事が完了しまして、4月1日に下の段、完全にオープンをしたところでございます。引き続きまして中段、上段のほうにこの工事、4月1日から入っているところでございますが、この間で、上段、中段の工事の箇所の一部変更が生じている箇所が出てまいりましたので、今回この変更

ついて所定の手続を行うというものでございます。

まず1点目が工期の変更ということで、2番目に記載してございますとおり、令和4年3月31日までの工期を令和5年3月30日まで延伸をいたします。

それから、3番目の主な変更工種でございますが、こちら、次のページの資料1と、それから資料2が構造図になってございます。そちらも併せてちょっとご覧いただきたいと思いますが、まず1点目が樹脂系の園路工ということで、安全対策のために、そうですね、資料1のところの上段のピンクで塗った箇所がございます。これ、上と下のところの2か所ブランクがある場所でございます。真ん中のところが複合遊具のところ、こちら、安全性のためにゴムチップの面積を拡大いたしまして、広く取りました。これによりまして280万余の増額でございます。

それから2番目の現場打の擁壁工でございますが、これ、4番のところと一緒にこれを見ていただきたいんですが、2枚目の資料1のところの水色で塗ってある上段の部分の擁壁でございます。こちら、冒頭申し上げましたとおり、土壌の入替え工事を行ったときに、当初計画で見込んでおりました地耐力が、土を乱すことによって、新しい土を入れることでちょっと低下をしてしまっております。そのために、改めてこのところの調査をいたしまして、どのぐらいの地耐力があるかということと計算して、その次のページの資料2のところの構造図がございまして、上側の段のところの3パターンの擁壁の構造があって、左側が既存なんです、赤で書いてあるところが構図を大きく取ったところでございます。転倒することがないように基礎を少し大きくしたと。それから下の、左側の下のところもフェンスの基礎で、これは4パターンございまして、それぞれ地耐力に合わせて構造の一部変更を行ったというものでございます。

それから③のベンチ・テーブル工でございますが、こちらのほうは資料1の緑色の部分ですね。これがベンチでございますが、このベンチが、その次のページの資料2のところの右下に構造図がございまして、当初背もたれのないベンチを計画していたんですが、これ、地域の要望もございまして、ぜひ背もたれのあるベンチにしてほしいということで、この形状を変更するものでございます。

1ページに戻っていただきまして、この4点の変更、それから諸経費込みで2,883万7,600円の増額でございます。

4番の契約金額でございますが、当初の契約金額が2,883万7,600円の増額で、11億325万2,380円が新たな契約変更金額ということで、これは契約金額の2.7%の増額ということで、専決処分によりまして令和4年3月25日に契約変更を行ったということで、ご報告をさせていただきます。

ご説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。ご説明いただきました。質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この東郷元帥記念公園の改修工事について質疑を終了いたします。

次に、（3）市民投稿アプリの本格実施について、理事者から説明を求めます。

○谷田部道路公園課長 市民投稿アプリの本格実施について、環境まちづくり部資料3でご説明をさせていただきたいと思います。

この案件につきましては、去る1月31日の企画総務委員会におきまして、試行的に2月1日から3月31日までの2か月間で試行で実施するということでご説明をさせていただきました。この間、試行ということで実施をしてまいりました結果、3番のところに、その実績が書いてございますが、7件の投稿がございました。うち1件は国道の関係でございまして、区の案件としては4件、それからその他の案件で2件ということでございます。区の案件の4件につきましては、道路陥没2件、それからガードパイプの損傷が1件、ガードパイプの設置要望というのが1件ございました。特に歩道の陥没につきましては、すぐに対応ができたということで、場所とそれから規模が、実際に写真で確認をして、1回で現場に行って対応が可能になったということで、大変有効であるという認識でございます。

これを踏まえまして、4番のところでスケジュールとしてございますが、今日4月25日に本格実施ということでご説明をさせていただきまして、5月10日に契約の手続きを終えまして、本格実施をする予定でございます。ちょっと遅れてしまいますが、6月5日号の広報紙への掲載をさせていただいて、ホームページ等でも広くご案内をさせていただいて、本格実施に踏み切りたいということでございます。

ご説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。この件について皆さんからの質疑を受けます。よろしいですか。

○小林たかや委員 すみません。これはいいことなんで、どんどん進めてほしいんですけど、これのアプリをダウンロードするには、スマートフォンがないと駄目ですよ。それで、その6月5日の広報とあるんですけど、そのほかにこれを知らせる方法というのは、どういうふうになさっているのか、なさろうとしているんですか。

○谷田部道路公園課長 そうですね。おっしゃるとおり、これ、スマホがないと、ちょっとできないものがございます。一応QRコードを広報紙にももちろん入れて、そこから読み取ってもらって、そのアプリを入れてもらうと。それからあとはホームページ、それからあと、町会長会議のところでも説明をさせていただいて、それから広くチラシ、前回、何だ、試行でやったときもチラシをお配りしているところがございますが、それについてもきちんと、本格実施をしましたということでお知らせができればと考えてございます。

○小林たかや委員 チラシとかはなくなっちゃうんで、例えば掲示板とかにもQRコードを設置したり、極端な話で言えば、この工事するパイプでも、何かあったらこのQRコードでやれば分かりますとか、幅広く区民の方、協力してくれる方がダウンロードできるようにしていただくとよろしいかと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○谷田部道路公園課長 広く、とにかく周知はしていきたいと思っていますので、今ご提案のありました掲示板等にももちろん掲載をしていきたいなと思っていますので、ちょっといろいろとどんな方法があるのかも幾つか検討しながら、周知方法を広くできるように検討してまいりたいと思います。

○嶋崎委員長 ほかにいいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。これはね、打合せのときも言ったけど、なるべく多くの皆さんに周

知しないと意味ないんで、その周知の仕方、工夫してくださいよ。いいですか。

○谷田部道路公園課長 はい。

○嶋崎委員長 はい。お願いします。

次、行きます。今のところの質疑を終了いたします。

（4）清掃事業の業務継続性の確保について、理事者から報告を頂きます。

○柳千代田清掃事務所長 それでは、清掃事業の業務継続性の確保につきまして、環境まちづくり部資料4に基づきご報告をいたします。

本件につきましては、清掃事務所の機能更新の話を契機としまして、昨年来から、清掃事務所の業務のあり方など、見直すべきは見直すべきとのご指摘も区議会の皆様から頂いているところから、千代田区における清掃事業のあり方につきまして検討しました。検討しまして、現状における業務遂行上の課題として、今年度より清掃事業の業務継続性の確保を図っていくものでございます。また、本件につきましては既にご案内のこととしますので、ポイントを整理して、資料に基づきご説明をいたします。

まず千代田区の清掃業務の現状ですが、1番、施設の体制・運営の現状にございますように、三つの施設、清掃事務所、三崎中継所、飯田橋車庫において、それぞれの業務内容を記載の職員数で、1年365日のうち、日曜日、年末年始を除く約310日間、ごみの収集・資源回収を行っております。

次に2番、清掃事業の業務遂行上の課題でございますが、近年、清掃事務所では、職員の業務スペースの不足があるとともに、外神田の清掃事務所に業務機能の一極化が進行しております。このため、新型コロナウイルスの感染症のクラスター等が発生した場合や、清掃事務所が災害・事故等で物理的に使用できなくなった状態になった場合、機能不全に陥ってしまう恐れがございます。これが業務遂行上の課題となります。

そこで、清掃事務所が機能不全に陥ってしまわないよう、3番の業務継続性の確保を図ってまいります。具体的には、図にもございますように、現行の清掃事務所の機能を、外神田の清掃事務所のほかに飯田橋車庫や三崎町高架下に機能分散することとします。区民生活に密着している清掃事業を1日も止めることなく業務を継続していくために、清掃事務所で集中して行っている機能を分散させていただくものです。この機能分散は年度内を目途に順次図ってまいります。その際は、近隣、地域にかかる負担を最小限に留めるよう、手法等、工夫・改善をしながら取り組んでまいります。

なお、この清掃事業の機能分散につきまして、4番、現地説明会の開催にございますよう、令和4年5月22日に機能分散先である飯田橋車庫において開催をいたします。清掃事業の機能分散について近隣地域の皆様に周知を図るとともに、同時にあおぞら相談・回収も行うことで、清掃事業の一層のご理解とご協力を賜りたいと考えてございます。

ご報告、ご説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。委員からの質疑を受けます。

○小枝委員 機能更新を契機にというのが一番最初に、機能更新を契機にというお話から入ったんですけれども、これ、前田課長とか、このお話を話しに来てくださったときの大前提として、現状の清掃事務所であろうが、今の清掃事務所の継続であろうが、あるいは変わろうが、いずれにしても機能分散をするためのということが前提です。ちょっと前提のところ微妙に変えられているなと思ったんですけど。ちょっと整理してください。

○柳千代田清掃事務所長 今、意図的にというような感じのところがあったのですが、そういうことは全くなく、機能更新をしようがしまいが関係なく、この機能分散は進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですか。

岩田委員。

○岩田委員 これ、集中しちゃっているのを分散しないとならない、そのような、確かに現在そういうクラスターのこととかもいろいろあるし、災害のこととかもある。

ちなみに働いている人たちには何かヒアリングみたいなのってされたんでしょうか。

○柳千代田清掃事務所長 内部で検討会を持たせていただいております、そういった際に職員の皆さんから意見を頂きながら進めさせていただいております。

○岩田委員 そのときの意見というのは、どんな感じの意見だったでしょう。

○嶋崎委員長 全部紹介させますか。

○岩田委員 いえいえ、主立ったもので結構です。

○嶋崎委員長 分かりますか、手元に。

部長。

○印出井環境まちづくり部長 今ほど清掃事務所長から、職員参加ということでございます。まさにこれ、こういった分散先とか、分散先に持ってくる機能、例えば飯田橋車庫においては素材の分別、三崎の高架下については軽自動車運んでくる可燃の積替えということは、文字どおり職員提案で積み上げてきたというところでございますので、職員と事務所の執行部並びに我々区役所の清掃担当のほうで、一体となって議論してきたというふうにご理解を頂ければというふうに思います。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。終了していいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、清掃事業の確保についての質疑を終了いたします。

次に、地区計画制度の説明会の開催について、オープンハウスの開催について、理事者から求めます。

○加島まちづくり担当部長 はい。地区計画制度に説明会・オープンハウス開催について説明をさせていただきます。環境まちづくり部資料5になります。

昨年度から地区計画の見直し方針の策定を行ってきておりますが、現状で定められている地区計画について、これ、令和2年度の区民世論調査の結果によりますと、お住まいの地区に地区計画があることをご存じの方が2割強といった状況でございます。そういったことを考慮して、区民の皆様には地区計画制度、これを知ってもらうことを目的として、説明会・オープンハウスを開催するものでございます。

資料の2、内容でございます。まず説明会、地区計画の制度自体について区民等の皆様に対面して説明をします。オープンハウス、地区計画制度の概要や歴史などをパネルや映像を使用した展示を行うといったものでございます。

実施時期・場所でございますが、6月1日、2日、3日でございます。それぞれ万世橋出張所、麴町出張所、区役所の区民ホールで行い、説明会は時間が午前11時と午後3時、2回を予定しております、オープンハウスは午前10時から午後7時まで開催という形

になっております。

5の周知の手段としましては、広報紙5月20日号を予定しております、区内の掲示板、ホームページ、Twitter、Facebook等を活用しております。現状の地区計画に対しご意見がある方などがいらっしゃいましたら、説明会等へのお声かけをしていただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。報告を頂きました。質疑を受けます。

○桜井委員 これは大変大切なことだと思っております。地域の現在も将来も含めて、そのありようをどういうふうにつくっていくかということ、地域の合意として、つくっていったものを皆さんにお知らせする、また広聴してくる、話を聞くということについては、大変大切なことだと思うんですね。

今、実は——ちょっと地域のことを言って大変恐縮でございますけども、例えば麴町地域辺りを見ると、オーナーがその場所を買って、そのオーナーが続いている場合には、非常にこういう地区計画の内容というものがよく建物に反映されているんですね。ところが、今現状どういうふうになっているかというと、もうオーナーがころころころころ替わってしまっている。例えば金融機関、銀行が入っていたり、中には外国の資本が入っているというようなところも非常に多くあります。そうすると、地区計画でこの地域はこういう地域なんですというようなことをどこまで承知しているか。または今後はどのような、何というんでしょうかね、地域のことに対しての考え方を持っているかとか、そういうことを区として吸い上げることというのは非常に難しい。そういう現状というのが今あるんですね。

そういうようなことに対して、ここに周知の仕方と書いていますが、果たしてこういうことだけで、そういうオーナーがころころ替わってしまうような現状の中で、対応がしっかりとできるんだろうかという、ちょっと心配な面がある。そこら辺はどのようにお考えでしょう。

○加島まちづくり担当部長 確かに委員おっしゃられるように、オーナーが替わるというところで、いっぱい替わったときにどこまで把握をされているのかと。細かく区のほうで周知しているわけではありませんので、オーナーさんが替わったら区が行って説明だとかという、そういうことではございませんので、なかなかその周知の方法というのが難しいのかなというふうには思います。ただ、オーナーということで、権利者、権利関係を取得した場合には、結構建物の建て替えだとか、そういったことに興味がある方が多々いらっしゃる中で、その中で地区計画というものがかかっている、どんな状況なのかというのは意外と知られているかなというふうには思っております。

一方で、住民の方はなかなか地区計画の制度自体を知らないということで、先ほどお話しさせていただいた世論調査でも、住民の方の2割ということなので、かなり少ないということなので、そういった方々に、オーナー様も含めて、地区計画制度というものをなるべく頻繁に説明する機会を設けたほうがいいのかというふうには思っています。

今後、今回のこの説明会等を踏まえまして、今度は地区計画のこのご意見があれば、地区に出ていって見直しだとか、そういったところもかけていきたいと。かけていく必要があれば。という考え方ですので、そういったところで、もう少し周知の方法も考えまして、

やっつけられるかなというふうに考えています。

○桜井委員 そうですね。地区計画というのは、高さだけ決めるんじゃなくて、壁面の色だとか、または素材だとか、いろんなものを細かく決めていきますよね。で、先ほどオーナーがころころ替わったという話をしましたけど、それだけでなく、テナントがですね、テナントが1棟借りして、テナントの意向で壁面を変えちゃうというようなものなんかは、実際、今、出てきています。物すごい、こんなデザインでいいのかなと、どきっとするような内容にもなっているんですね。そこのところについては、いろいろと話を聞いてみると、どうもよく分かっていない。うちの考えはこういうビルですからという、そういうような答えが返ってくるんです。で、一番よく知っているのは、やはり町会の人たちですよ、町会の人たち。うちの町会ではこういうビルができて、こんなふうなデザインができているんだけど、これ、いいのかねというような疑問をみんな持っている。やっぱりそういうところも、区としてもいろんなニュースソースを吸い上げる一つの手段として、単に、何ですか、こういうペーパーで周知をする、またはインターネット、ホームページなんかで周知をするだけじゃなくて、そういう一番身近で日頃から感じている、そういう連合町会の会議だとか、そういうところから、まあ、ばんたびする必要はないわけで、そういうような機会を設けるということも一つの策なんではないかというふうに思います。いかがですか。

○加島まちづくり担当部長 ご意見大変ありがとうございます。連合町会長会議などでも、ご説明の機会があれば十分説明をさせていただければなというふうに思っております。委員おっしゃられるように、例えば外壁をいじくって変更して、かなり変えるということになると、新築の建物だと景観だとかそこら辺の審査ってあると思うんですけども、そういったものが既存の建物はどうなんだというようなのが、地区計画の中で制限できるのかといったようなご意見もいろいろとお聞きしたいなというふうに思っております。

そういった中で、今回この6月の3日間、それ以外に今おっしゃられた連合町会だとか、そういった中にも出ていく機会があれば出ていかせていただいて、そういった今の地区計画の中で何か変えることができるのかだとか、そういったご意見もお聞きできればなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○桜井委員 はい。

○嶋崎委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 説明会とオープンハウスということですが、今のこの行政の考え方を説明してしまうと、一般的に今の行政は、30年、失われた30年と言われる30年を懐かしんで、高層開発、壊して建てるを非常に優先する思考を持っている方が多いと。若い方はそうじゃないのかもしれない。だけれども、施策として出てくるものはそういうものが多いということに関して、何らかの、先ほどの脱炭素の話であるとか、もしくはリノベーションの支援の方法について提案していくであるとか、何らかの、何というんですかね、新しいものを取り入れていかないと、いつまでもどこもかしこも再開発型地区計画を誘導して聞くような話だけでは結局まちは全くよくなるらないという、現状に対する希望が、この、今の計画、開催には、ちょっと見えないんですね。

一番大事なことは、こういう、よく今は環境問題でも、無作為抽出のいわゆる住民たちが話し合うことによって、あ、こういう考え方もあるのかと、こういうアイデアもあるの

かというような横の意見交換ができることによって、次の可能性なり自己抑制なり、いろんなことに気がついていくと言われるんですね。こういうふうな形で、行政が説明する。あるいはオープンハウスというのは何の記録も残らない。もし資料が間違っていたら、間違っただけでまっすぐ歩いてしまう。そういうところでの、いい形で進んでいくような何か知恵がこの中にはまだ見えないというところを、ただ、やりましたという先に何が出てくるのかという不安を持ちます。大変申し訳ないんですけど、その辺答えてください。

○加島まちづくり担当部長 今回の説明会とオープンハウスは、例えば再開発等促進区だとか開発型の地区計画の何か説明をするとかそういうものでは全くございません。地区計画制度そのものということなので、逆に今の千代田区でかかっている残り二つの一般型とまちなみ誘導型の地区計画の、こういった地区計画がかかっていますよというようなご説明と、今、もしその地区計画、制定されている中で、何かこういったところを変えてほしいなだとか、そういったようなご意見があれば、そういったご質問等を受け付けたいというふうに考えておりますので、地区計画制度そのもののご説明、オープンハウスという形でご理解いただけるとありがたいかなというふうに思っております。

○嶋崎委員長 よろしいですか。

ほかに。

○大串副委員長 前の委員会でも、この報告を受けたときかな、地区計画について区民の方に分かりやすいパンフレットというか冊子というか、そういったものを作ったほうがいいよという意見が木村委員からもありましたけれども、この説明会に間に合うように用意していただければと思うんですが、どうでしょうか。

○加島まちづくり担当部長 それは間に合うように努力したいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 はい。お願いします。

よろしいですか。

岩田委員。

○岩田委員 すみません、ちょっと出遅れました。小枝委員の質問に関してちょっと関連なんですけども、説明の仕方にもよりますので、それが開発に寄った説明になるのかどうという説明になるのかによって、やっぱりちょっとそれを受け取る区民の気持ちも変わりますので、ぜひとも公平な説明をお願いいたします。

○加島まちづくり担当部長 どこかの開発に関する説明をするつもりは全くございません。今かかっている地区計画、一般型、先ほど言ったような一般型だとか、まちなみ、千代田型ですね、それのご説明という形になるかなと。で、誘導用途だとかいろいろありますので、そういったところを、今後こういったものを誘導してもらいたいたとか、何かあれば、そういった中で意見交換をさせていただければなというふうに考えております。

○嶋崎委員長 よろしいですね。

ほかにありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、地区計画制度の説明会・オープンハウスの開催について質疑を終了します。

次に（６）千代田区ウォークアブルまちづくりデザインの策定について、理事者から説明

を求めます。

○加島まちづくり担当部長 はい。千代田区ウォークブルまちづくりデザインの策定について、パブリックコメントを行いましたので、その結果についてご報告をさせていただきます。環境まちづくり部資料6になります。

すみません。パブリックコメントの概要として、3月20日から4月4日まで行ったものでございます。

素案への意見者数が9人の方から44の意見が提出されたというところでございます。個別のところは結構資料がありますので、ちょっと割愛させていただきますけれども、全体的には応援、賛同の意見や、具体的な取組を進めてほしいというような前向きな意見が多かったかなというふうに思っております。

今後のスケジュールでございますけれども、5月に検討会を開催しまして、そちらにおきましてもこのパブリックコメントの結果をご報告して、そこでこの意見を踏まえ、6月中の策定に向けまして進めてまいりたいというふうに考えております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ご報告いただきました。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは質疑を終了いたします。

これで環境まちづくり部が終了いたしました。

続けていいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。政策経営部に入ります。（1）（仮称）千代田区第4次基本構想の検討状況等について、説明を求めます。

○夏目企画課長 はい。それでは、（仮称）千代田区第4次基本構想の検討状況等につきまして、政策経営部資料に基づきご説明いたします。本日は基本構想の検討状況に関するご報告のほか、区民の皆様へ実施したアンケートの結果と人口推計の結果についてご報告する予定でしたが、時間の関係もありますので、今回は検討状況についてのみご報告いたします。今回説明を省略する部分につきましては、次回以降ご説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料1-1の裏面と1-4をご用意ください。本年2月7日の当委員会におきまして、新たな総合計画の体系に関して、これまで基本構想、基本計画、予算の3層構造であったものを、普遍的な将来像を示す基本構想と具体の取組を示す予算の構造、2層の構造とする方向で検討しているというふうにご報告したところ、分かりにくいところのご指摘を頂戴したところです。このため、これまでの総合計画の構造の変遷も含めて説明をさせていただきます。

資料1-4です。この図は、現行の第3次長期総合計画の構造の変遷と第4次総合計画、今検討中のものの構造の検討内容を表しております。

まず、第3次長期総合計画の構造の変遷ですが、3次の長期総合計画は、最初、一番左ですが、基本構想、一番上です。それから基本計画、推進プログラム、予算の4層で出発しました。しかしながら、基本計画と推進プログラムで10年もの縛りがあったため、変化に柔軟に対応できないということで、平成22年の基本計画の改定の際に推進プログラ

ムを策定せず、基本構想、基本計画、予算の3層となった経緯がございます。この際、基本計画の計画期間も5年というふうになりました。

なお、このときから、策定しなかった推進プログラムの役割を補うために、基本計画の中に主な取組みを加える一方、予算概要には中期財政フレームや複数年度事業の進捗、それから主要事業などを設けまして、新たな3層という形になっております。

その後、平成27年度に現行のみらいプロジェクトとなりましたが、このときも予算を含めた新たな3層構造を引き継いだところです。しかしながら、やはり計画に記載している取組の内容と現状がそぐわないといったご指摘や、長期の計画による行政運営が機動的でないといった、そういったご意見を頂戴しております。私どもとしても、変化の激しい時代に中長期の計画を策定しても、すぐに陳腐化して、柔軟な行政運営を妨げるとの考えから、議会の皆様から頂きましたご指摘も踏まえ、今回、基本構想と予算の2層にするというふうになったのが、これまでの経緯でございます。

今回新たな2層構造にするに当たりまして、単純に基本計画がなくなってしまうと、構想と予算のつながりや複数年度の取組が分かりにくくなるため、この図のとおり、現行の基本計画の要素の一部を基本構想と予算の概要のほうに分離して、それぞれのつながりを強めるというような考え方をしております。併せて現在検討中の基本構想の構造についてですが、この一番右の上の枠の中にありますとおり、区全体の将来像、それから分野別の将来像——この分野別の将来像と言いますのは、例えば福祉や子育て、教育、コミュニティ、まちづくり、災害対策などですが、これらを掲げた上で、それぞれを細分化した目指すべき姿を掲げることと考えております。また、構想の実現に向けてというところでは、上の将来像や目指すべき姿の実現に向けた共通事項だとか、あるいは手段などについての考え方を示していくことを想定しております。

一方、予算の概要のほうには、（仮称）将来像に向けた方針というものを設ける方向で検討しております。現時点では、各部予算編成方針、現在載っているものですが、これを工夫したものをイメージしてございまして、上の分野別将来像、あるいは目指すべき姿ごとに作成することを想定しております。詳細は現在検討中ですが、基本構想では大きなビジョンを示し、予算の概要では基本構想や分野別計画を補完するような複数年度予算の考え方を強化することで、計画的かつ柔軟な行政運営が可能になると考えております。

基本構想、予算概要とも検討中の内容ですので、今後も進捗に応じて報告をしてまいります。

資料1-1の裏面のほうにお戻りください。（2）将来像案というところですが、こちらの基本構想の骨格部分である将来像の検討状況について、ご報告をさせていただきます。

先ほども触れましたけども、基本構想には区全体の将来像と分野別の将来像を掲げる方向で検討しております。将来像につきましては目指すべき姿を簡潔に表現しますが、それぞれの言葉に込めた考え方などにつきましては文書で補うようにしていく予定です。

まず構想の現時点でのたたき台として決定しているのが、区全体の将来像である「伝統とモダンがとけあい、未来に躍進するまち～彩りあふれる、希望の都心～」の部分でございます。この将来像の設定に当たっては、区長の考えを把握して事務方で案出しをするなど、何度か区長とのやり取りを経てございまして、その後、庁内検討会で確認をしたものです。

将来像の言葉に込めた意味について簡単に説明をさせていただきます。まず、「伝統とモダンがとけあい」の部分ですが、こちらは文字どおり過去と今という意味のほかに、例えば伝統文化と新しい文化、長く住む人と新たに住まう人、昔の景色と近未来の景色など、様々な要素の昔と今を表現をしております。これらのものが融合し、調和しているというような意味を持たせております。次に、「未来に躍進するまち」の部分ですが、将来に向かって力強く発展するまち、持続可能な成長を続けるまちというのを表現をしております。次に「彩りあふれる」の部分ですが、多様であり多彩であるという趣旨で、多様性を表現するほか、「彩り」の部分の魅力や特徴と捉え、例えば子育てのしやすいまち、高齢者が生き生きと暮らせるまち、にぎわいと活力があるまちなど、多彩な魅力があふれているまちを表現をしております。最後、「希望の都心」の部分ですが、そうした様々な魅力があふれることによって、人々が豊かさを感じ、希望に満ちた千代田区を生み出すという意味を込めております。

最後に分野別ビジョンについてですが、こちら三つの枠に入っておりますが、こちらは現時点で検討中の内容です。一番左が環境まちづくり、災害対策分野、真ん中が子ども、教育、福祉、保健分野、一番右側がコミュニティ、商工振興分野の将来像となっております。これらについては、現在、庁内検討会で検討している最中で、来月には全体のたたき台を作成しまして、当委員会に報告の上、区民や学識経験者で構成する懇談会に提示をしていきたいというふうに考えているところです。

報告は以上です。

○嶋崎委員長 はい。千代田区第4次基本構想の検討状況について説明を頂きました。質疑を受けますけど、いかがでしょう。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、これはまた順次、また報告を頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、（2）千代田区DX戦略（素案）に対する意見募集の結果について、理事者から報告を求めます。

○村木デジタル戦略担当部長 はい。それでは、政策経営部資料2に基づきまして、DX戦略に関するご報告を申し上げます。DX戦略の本編の案につきましては、本年3月1日の当委員会におきまして、既にご報告させていただいております。

このDX戦略につきまして、パブリックコメントを実施させていただきました。意見募集は本年3月5日から22日まで行い、在住の方6名、在勤の方2名、合計8名の方々からご意見を頂きました。寄せられたご意見の一覧は添付のA3の資料のとおりですが、かなり多岐にわたっておりますので、こちらのA4判の資料の、3、主な意見のところにございますように、四つの形で分類整理させて、こちらに記載させていただいております。本日はその詳細な内容についてはご説明は省略させていただきますが、こちらの意見を参考にしながら、今後デジタル戦略を進めていきたいというふうに考えてございます。

今回のパブリックコメントのご意見、それから前回の当委員会でのご報告の際のご意見を踏まえ、本日お配りいたしました資料2-3の冊子のようにDX戦略をまとめさせていただいております。こちらの内容につきましては、今申し上げましたとおり、先般の当委員会でのご意見やパブリックコメントの結果を踏まえて一部修正を加えたものですが、区

のDX推進のためのデジタル化の取組について、その方向性、それから誰もがデジタルの恩恵を享受でき、区民の多様な幸せの実現を図るという考え方、基本的な内容については変更はございません。

前回の当委員会でのご報告の際にご指摘いただいたことに従いまして、大きな理念が分かりやすいようサブタイトルをつけさせていただいております。「だれもが幸せな社会の実現に向けて」という形で、これを取った方が、これはどういう目的でつくられているのかということが明確に分かるようにさせていただいたものでございます。

そのほか、こちらの冊子のほうの17ページにございますが、これも前回の当委員会でのご意見がございましたデジタルデバイドの問題につきましては、我々のほうでも非常に重要な課題と認識してございますので、そういった認識が明確に伝わるように、こちらのほうに記載させていただいたものでございます。

また、こちらの冊子の3ページ目になりますが、期間の記載につきましては、パブリックコメントでも分かりにくいというご意見がございました。また、前回の委員会でもこの辺りのところご意見があったところでございますので、このDX戦略につきましては、直近3年の具体的な方向性と取組を示すものであることが明確に分かるように、記述を改めさせていただきました。この戦略は3年という短い期間で、まずは足元のDXに取り組み、その先については取組の進捗状況や社会状況等により、この戦略の改定、あるいは上位計画等の中で新たな取組や方向性を示していきたいというふうに考えてございますので、ご理解いただければと思います。

今回のパブリックコメントを受けまして、多くは記述の修正に至っておりませんが、それはパブリックコメントのご意見の多くが、本DX戦略の記述や内容の修正を求めるというよりも、DXを具体的にどのように推進していくかというご意見であったというふうに受け取ってございます。この内容でひとまずDX戦略とさせていただきまして、今後はこのパブリックコメントのご意見、それから当委員会でのご意見等も踏まえながら具体のDXの推進に努めますので、ご理解いただきたいと思います。今後の具体的な進捗等につきましては、当委員会でも随時ご報告させていただきたいと考えてございます。

説明は以上です。

○嶋崎委員長 はい。千代田区のDX戦略（素案）に対する意見募集の結果について、ご報告を頂きました。委員の皆さんから質疑を受けます。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、終了させていただきます。

政策経営部、最後、（3）番、公共施設整備の基本的な考え方について、報告を頂きます。

○小林区有施設担当課長 はい。それでは、公共施設整備の基本的な考え方について、政策経営部資料3に基づきご説明させていただきます。本件につきましては、昨年8月25日の当委員会で概要版のご説明、11月4日に冊子の配付、その後に本編を分割しながら内容を少し詳しくご説明させていただいているところでして、11月29日に第1部と第2部、3月1日に第3部をご説明させていただきました。今回は引き続き第4部から第6部までの説明となります。

資料をご覧ください。繰り返しになりますが、時間もたっていますので、少しだけ前回

までの説明を振り返ります。

第1部では、「はじめに」として、公共施設に関するこれまでの財産活用方針、公有財産白書、公共施設等総合管理方針に加え、今回の公共施設整備の基本的な考え方の位置付けなどを整理しました。

続く第2部では、「現況と課題」として、人口やライフスタイルの変化や見通し、区有施設の現況などを踏まえ、区の公共施設を取り巻く課題について整理しました。

そして第3部では、「整備にあたっての検討の視点」として、国土交通省の基準を参考に、区有施設が有すべき主要な性能と技術的事項を、社会性、安全性など五つの性能項目に、千代田区の特性や近年の技術的知見も取り入れながら整理いたしました。ここまでが前回の説明となっております。

それでは、第4部、「整備にあたっての考え方」についてです。第4部では、整備の必要性や優先順位、そのための低未利用財産の活用といった、具体の施設計画や設計の前段階で行うべき検討について考え方を整理しています。

最初に整備・大規模改修・建替えの考え方です。整備の必要性ですが、区有施設は、人口構成、社会状況の変化等に伴い、多様化するニーズに的確に対応していく必要があります。そのために、建物の規模や用途について常に検討を行い、その適正化を図ることが重要です。これら行政需要の状況や既存施設の老朽化の状況を踏まえ、施設整備に取り組んでいきます。

次に整備の優先順位ですが、区有施設は区民の大切な財産です。施設整備にあたり、まずは長寿命化を踏まえて取り組みます。区では予防保全型の考え方の下、大規模改修を建築後30年目頃までに行い、建物の使用年数を躯体の耐用年数まで延ばすことを考えています。ページをおめくりください。その上で、施設需要や老朽化の状況を踏まえて整備していきますが、時代の変化、施設の使い勝手等を様々に考慮し、施設の利用状況等から総合的に判断する必要があります。

次に、現地・移転建替え等の可否ですが、現地での建替えや大規模改修では、工事期間中は施設を休館にするか仮移転先を確保する必要があります。いずれにしても、施設管理者等と十分に調整し、利用者の理解を得たうえで実施することになります。仮移転先を確保する場合には、低未利用財産の活用や既存施設の余剰スペースの活用等も考えますが、条件等の調整が必要になります。一方、移転建替えの場合には、工事中の機能継続、仮移転の課題はありませんが、当該建設場所を確保する必要があり、その立地の適切さも重要です。これらを踏まえ、現地建替えや移転建替え等の可否を判断していきます。

なお、大規模改修は、全面移転ではなく一部居ながら工事を実施できる場合もあります。

3ページをご覧ください。低未利用財産の考え方です。新規整備、移転建替え、現地建替えや大規模改修時の仮移転では、新たな土地・建物の確保が必要です。まずは区が所有する低未利用財産の活用を検討しますが、千代田区財産活用方針において低未利用財産の有効活用について三つの方法が示されています。第2部で低未利用財産の現状や課題について整理しましたが、これらを踏まえ、改めて低未利用財産活用の基本的な考え方を提示します。

まずは施設需要への活用です。区の行政需要に対応するもので、他の二つの活用方法に優先されます。区がみずから建設する手法だけではなく、PFI等の民間活用手法や区有

財産を貸し付けることで民間施設を誘導する手法など、多様な手法の中から施設の用途等に依りて最適な手法を選択します。

次に地域発展のための活用です。まちづくりの視点として、まちづくりの動きがあるエリアに区有地が位置している場合、当該地域の都市基盤整備など、広くまちづくりの推進につながるような活用を図っています。ページをおめくりください。団体支援の視点として、行政の代行・補完の役割を果たし、まちづくりや区民生活の向上に大きく寄与する団体に対し区有財産を貸し付ける支援を、必要に応じて進めていきます。

次に財政のための活用・将来需要に対応する保有です。売却・交換ですが、上記の活用方法が見込めない財産は売却や交換を行い、その収入等を区政に生かしていきます。ただし、区内で大規模用地の新たな取得は極めて困難なため、学校跡地など大規模用地の売却は、極めて慎重に検討する必要があります。将来需要に対応する保有・運用ですが、将来的には活用の余地があるものの、当面の行政需要がない財産は、売却や交換ではなく民間事業者への活用等を行い、収入を確保することを検討します。また、既存施設の現地建替えや大規模改修の場合には仮移転先が必要なこともあり、そうした暫定利用のための保有も必要となります。

土地取得の考え方です。一昨年の当委員会で案としてお示したものになりますが、施設整備にあたり、区が所有する低未利用財産では対応が難しい場合、新たな土地・建物の取得を検討することになります。区ではこれまでも、行政需要に対応できる土地や、既存区有地の利便性向上につながる場合などに土地の取得を行ってきましたが、現在、低未利用地とされている区有地が存在するなかで、新たな取得はその必要性を十分に検証する必要があります。このため、今後の社会状況の変化や人口等に伴い必要となる行政需要に応じていくことを基本とし、次のような場合に区有地の取得を検討します。

- 1、既存区有地（学校・避難所・公園など）の機能拡充や利便性の向上につながる場合。
- 2、一定規模以上の面積を有し、単独敷地で行政需要を満たすことが可能な場合。
- 3、人口の増加や人口構成の変化に伴う行政需要が生じた場合。
- 4、社会の仕組みが変わることによって生じる行政需要や求められるニーズの変化に対応する場合。
- 5、行政需要に対応できるような土地交換の申し出があった場合。

次のページです。なお、取得の検討には次の点に留意します。既存の区有地ではニーズを満たすことができないか。相隣紛争等の解決手段としていないか。権利関係等で問題が無いか。維持管理を含め、区の負担や不利益にならないか。有効活用が図れる土地であるかの検証（不動産調査等）がなされているか。また、取得の手続では、庁内の各会議体で適切な時期に議論をし、方向性を図り、議会との情報共有や議論を行いながら検討を進めていきます。

民間活用の考え方です。第2部で示したように、区ではこれまでもPFIや指定管理者制度といった民間の活用を図ってきました。民間活用では適正な手法の選定、官民の役割の整理、ノウハウの継承が重要な視点となります。特に区有施設の整備では、管理運営だけでなく、計画や建設時点から様々な手法があるため、活用には施設内容検討の初期段階から十分に議論する必要があります。

区民参画の考え方です。千代田区参画・協働ガイドラインでは、低未利用地の活用や施設整備について参画のルールを示しています。施設整備ではガイドラインを踏まえ、アンケートや意見公募、意見交換会・懇談会などを適切に実施し、区民等が真に必要な施

設の整備へと繋げていくことを目指します。

6ページをご覧ください。続きまして、第5部、「複合施設について」です。第5部では、千代田区において特徴的な施設の複合化について、その効果と留意点を整理しています。区有施設の中には、建物を複数の異なる用途で使用する複合施設や、区以外の者と一緒に所有・使用する共用施設があります。容積率と地価が高い千代田区の地域特性から、区には複合化した施設が多くあります。第2部で示したとおり、利用者の違いに伴う建替え時の課題も存在するため、複合化の現状と効果・留意点について掘り下げます。

まず複合施設に関する現状ですが、区の施設の複合・共用施設の割合は、施設数で約48%、延床面積で約65%となっています。次のページです。複合の中身を見ると、ちよだパークサイドプラザや神田さくら館のように関連する機能で複合化するものや、神保町ひまわり館、西神田コスモス館のように住宅部分とその他の部分を分離して配置するものもあります。共用施設は、国と建物を共有する本庁舎や、九段坂病院と建物を共有する高齢者総合サポートセンターなどがあります。

次に千代田区の地域特性ですが、千代田区の地価は住宅地では23区内で最も高く、商業地では3番目に高い水準です。また、指定容積率の平均値は561.8%で2番目に高い水準です。こうした千代田区の地域特性を踏まえると、新たな土地の取得は容易ではありませんが、一方で、高い容積率を生かした施設整備が可能です。数少ない限られた区有地で多様化する行政需要に対応していくためには、区有地の高度利用とあわせた複合化の検討が必要な場合もあります。

複合化に当たっての考え方ですが、以上の現状や千代田区の地域特性を踏まえ、複合化の効果と留意点を整理します。複合化に当たっては、これらの視点をあらかじめ十分に検討しておく必要があります。

複合化の効果としては、まず土地の有効利用です。千代田区では地価が高く、新たな用地取得の財政負担が重くなるため、土地の高度利用が有効です。その際、単独施設を計画してもなお、建築可能な余剰の床面積があれば、他の用途を複合化することで有効利用することができます。

8ページをご覧ください。複合化の効果2点目は、機能集積による利便性の向上です。複数の施設の同時に立ち寄ることができるので、利便性の向上に繋がり、施設の利用率も高まります。また、施設利用者間の交流やにぎわいの創出、地域コミュニティの拠点、地域防災の拠点としての役割を高めることにもつながります。

3点目は施設の管理・運営の効率化です。施設内のサービス機能が集約できるので、清掃や設備点検、日常的な施設管理の効率化、管理・運営の人員・コスト、スペースの削減が期待できます。また、施設整備の共用化により、省エネルギー化を図ることができます。

次に複合化の留意点としては、まず用途の組合せと親和性です。複合化では、施設間の相乗効果を生み出し、マイナスの効果が生じないような用途の組合せが必要です。施設の設置目的や利用者、利用方法などの点から、施設機能相互の親和性・相性を十分に検討する必要があります。

2点目は私的空間と公的空間の分離です。建物内での施設間移動が可能となることで、利便性が高まる一方、安全防犯上の観点からはセキュリティ計画が煩雑にもなります。特に住宅等のプライベートスペースと不特定多数が利用するパブリックスペースの複合化は

一層慎重で十分な検討が必要です。

3点目は、大規模改修・建替えの調整、住宅施設の合意形成です。複合施設は施設ごとに利用者や利用状況、運営時間などが異なるため、大規模改修や建替えの際の工事範囲や期間、仮使用や仮移転先の確保等の調整が煩雑になります。また、住宅施設は住み替え等が生じる住民との合意形成が重要となるため、事前に十分な期間をもって協議・周知を行う必要があります。

次のページです。第6部「おわりに」です。この公共施設整備の基本的な考え方では、区有施設の整備内容を検討する際の各段階における必要な考え方、留意事項について整理しています。一方で、技術の進歩や新たな整備手法等の開発は続き、区民ニーズもさらに多様化すると予想されます。公共施設は区民の大切な財産であり、整備に際しては区民参画を適切に実施し、区民への説明責任を果たしていくことが重要です。それらを踏まえ、今回整理した基本的な考え方については、状況の変化に合わせて適宜見直しを図っていく必要があります。

この基本的な考え方は、具体の施設整備の検討の際に生かしていきます。また、公有財産白書等の現況データの更新を行いつつ、将来的には「公共施設等総合管理方針」と合わせて公共施設に関する方針としてまとめていきます。

以上が第4部から第6部までの概要のご説明になります。今後これまでに皆さんから頂いた意見などを参考に修正を加え、まとめていきたいというふうに考えております。

長くなりましたが、ご説明は以上になります。

○嶋崎委員長 はい。公共施設整備の基本的な考え方についてご報告を頂きました。結構ボリュームがあるから、これ、もうちょっと時間を分散して少し議論をしたほうが良いような気がするんだけど、時間的には理事者のほうはそんなに焦ってはいないんでしょ。ねえ。

○小林区有施設担当課長 はい、そうですね。いつまでにとというのは特にないので、特に焦っているということではないです。

○嶋崎委員長 うん。じゃあ、今日は取りあえずご説明を頂いたと。それで、お持ち帰りを少しいただきながら、大切なことだからね、公共施設の話というのは、いずれにしても、ちょっと、この当委員会でもやり取りをしながら進めていったほうが、私はいいんじゃないかなと思うんだけど、どうでしょう。ね。ちょっとボリュームがあり過ぎて、少し分けて、分けてやらないと、どうですかといってもなかなか整理がつかなくなっちゃうから、少し箱に入れながら、ちょっと相談させてくださいよ、担当課長、部長と。それでいいですか、今日のところは。何か基本的なところは聞きたいということがあれば伺いますけど、含めて、次回以降でちょっと整理を、ちょっと正副委員長で預らせていただいて、少し調整をしながらやらせていただければありがたいけど。いかがでしょう。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、そのような取扱いにさせていただきたいと思います。ご協力を頂きまして、ありがとうございました。

報告事項は全て終わりました。5分ぐらいちょっと休憩を取って、陳情審査に入りたいと思います。休憩します。

午後4時42分休憩

午後4時49分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開します。

それでは、戻りまして、1番の陳情審査に入りたいと思います。委員会に新たに送付されました陳情、送付4-4、神田警察通り道路整備に於いてイチョウ伐採中止・街路樹保存を求める陳情、送付4-5、神田警察通りの街路樹伐採中止を求める陳情、送付4-6、住民監査請求中は神田警察通り2期区間の街路樹伐採をしないよう求める陳情について、お手元に陳情書をお配りしてございます。ご確認を頂きたいと思います。陳情書の朗読は省略をさせていただきますけれども、この案件3件とも趣旨が同じでございますので、一括して審査をしたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、本陳情についての執行機関からの情報提供がありますか。

○神原地域まちづくり課長 はい。それでは、前回の当委員会におきまして、執行機関が示している工事を行うに当たって、沿道住民の思いを大切に、住民同士的一致点が見いだせるよう努力することとの申入れを執行機関に対して頂いてございます。また、先般開催されました第20回神田警察通り沿道整備推進協議会におきましても、神田っ子同士でのお話合いの提案があったことから、Ⅱ期工事の対象区域の協議会の委員の方や町会の方等にお声かけさせていただきまして、4月9日の土曜日に、守る会の方々とお話合いの場を設けさせていただきました。また、双方のご意見を伺う立場といたしまして、区の神田公園出張所長が同席させていただいております。

この話合いでは、協議会の方々からは、これまでの検討経緯等を踏まえ、現計画でこのまま工事を進めたほうがよいといったご意見、一方で、守る会の方々からは、イチョウを保存したままで工事を進めてほしいといったご意見があり、お互いの一致点は見いだせない状況であったと伺っております。

このような状況を踏まえまして、4月11日に区長及び副区長、関係部課長で今後の方針について話し合い、このまま話し合いを続けていても、とてもお互いの一致点を見出すことは困難であり、これ以上時間をかけることは地域の溝がさらに深まるばかりであると考えております。

これまでの取組などを踏まえ、本件につきましては多様なご意見があることを十分に承知してございますが、その都度立ち止まり、長い時間をかけて様々な議論がされてきました。こういったことを踏まえまして、区としては工事の再開を決断させていただきました。何とぞご理解とご協力をよろしくお願いいたしたいと考えてございます。

なお、前回の当委員会において資料要求がございました第20回協議会の議事録について、本日は参考資料として配付させていただいております。

私からの説明は以上でございます。

○嶋崎委員長 はい。ほかには理事者のほうはないですね。はい。

委員の皆さんから執行機関に対して確認したいことがあれば伺いますけど、いかがでしょうか。

○岩田委員 これは、推進したい派と環境を守りたい派、環境という言い方は変ですね。

神田を守りたいと、守る会の方たちの感情の対立を生まないようにということで、胸襟を開いた話し合い、それも一致点を見いだす努力をすることというふうになっていますよね。ちなみにこの、その胸襟を開いた話し合いというのは何回やったんですか。

○神原地域まちづくり課長 胸襟を開いたといった会としては1回でございますが、その前に、守る会の方々には、19回、20回の協議会にご参加いただき、公聴会というような形で、ご意見を交わす場を設けてございます。

○嶋崎委員長 ごめんなさい。さっき岩田委員は、神田を守る会とおっしゃったけど、神田を守る会じゃなくて、このイチョウ並木を守る会ですから、そこをちょっと誤解のないように。

○岩田委員 失礼いたしました。名称を間違えておりました。訂正いたします。

委員長。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 で、その胸襟を開いた話し合い、1回ですよ。その1回、たった1回で、しかもその最初の頃は、最初の話し合いのところでは、やれ個人情報はどうなんだというような話で、実際のこの中身に入らなかったというような話も聞いているんですよ。で、たとえ3時間やったとしても、最初そういうふうにもいろいろもめた。あとは、神田っ子じゃないやつがいるじゃないか、こんなところにいるな、みたいな話もあったように聞いていますけども、それで、たった1回の話で、一致点を見いだす努力と言えるんですかね。

○神原地域まちづくり課長 繰り返しになりますが、その前の協議会での話し合いでも、20回については3時間近い話し合いというのをしております。1回でということなんですけれども、これまでの協議会での話し合い、そして4月9日の意見交換の中でもお互い一致点が見いだせないということですので、これ以上続けても我々としてはお互いの溝が深まるだけではないかということで、今回再開を決断したものでございます。

○岩田委員 ここでぱっきり切ったら、余計、溝は深まると思いますよ。

そして、僕ね、今答弁がありました。繰り返しになりますが、というふうにおっしゃいました。じゃあ、僕も繰り返し言わせていただきますけども、毎回毎回こういう工事があって、後になってから、反対だ、反対だという声が出るというのは、区がちゃんと説明を、その説明が必要な人たちにちゃんとしてこなかったから、後になって聞いていないよという話になるんじゃないですか。いつもいつも言っていますよ、僕は。それをやっていないのを棚に上げて、今までやりました、やりました、と言っても、反対の方たちは、それは後で聞いて、何だよ、聞いていないよという話になるんじゃないですか。だから、胸襟を開いた話し合いって、みんながそういう話を聞いてから何回話し合いをしたんですかと聞いたんです。たった1回じゃないですか。そのたった1回をもって、もう平行線だ、一致点は見いだせないって、そんなことはないですよ。この木を守りたい人たちだって、整備はしてくださいと言っているじゃないですか。なのに、一致点は見いだせないと勝手に打ち切って、余計、溝を深めているのは区のほうですよ。

○加島まちづくり担当部長 一致点を見いだせない。区が何か提案して一致点をということではないと思います。お互いが話し合って一致点を見いだす。そういう場をつくれということが、前回の委員会のご指示だったのかなというふうに思っています。我々はそういう場をつくらせていただいたと。その中で、もう、私も当日行って外で待っておりました

けれども、もう話し合いにならないよというような意見ということで、もう平行線だねということで、もう正直こういう会は勘弁してくれといったようなご意見がありましたので、区としても、これは何回同じ会を開いても一致点は見いだせないだろうと、そういう判断をしたというようなところでございます。そこら辺はちょっとご理解いただければと思います。

○岩田委員 違うんだよ、そうじゃない。そうじゃないんですよ。区が何か出して一致点をということじゃないですよ。両方で話して一致点をと。実際、守る会の方たちの話では、整備はしてくださいと。どんどんしてください。そこは一致しているじゃないですか。区が一致点を出しなさいなんて、そんなことは言っていないですよ。それなのに、1回やっただけで、あ、もう駄目だ。ばさっと切ったら、余計、溝が深まるばかりだと思うんですよ。ということを行っているんです。

○印出井環境まちづくり部長 この件につきましては、これまでも様々な陳情審査の中でこの経緯をご説明してきたところでございます。神田警察通り沿道まちづくりの一環として、道路整備、それに伴って街路樹の取扱いということは、長らく地域で議論をされてきたところでございます。それについて、様々な地域の中で、十分その検討状況が共有されていなかった部分があるだろうということで、これまで様々ご指摘を頂きました。そういったことも含めて、昨年12月から1月にかけて、一旦、第3回定例会で契約、工事契約のご議決を頂いた。それに基づいて粛々と執行するところ、我々としても工事を一旦止めて、3か月にわたりまして様々な情報共有の機会をつくってきたところでございます。そういう意味で、少し事後的なフォローになりましたけれども、守る会の皆さん、あるいはこれまで進めてきた方向感を共有している協議会の皆さん、その関係者の皆さん、それぞれが意見を出し合う機会をつくってきたのかなというふうに思っています。

我々、予算の総括質疑の中でも申し上げましたが、そういった状況の中で一定の、区として責任を持って事業を進めなきゃいけないというようなところの判断の段階に至ったわけですけれども、さらにもう一回、総括質疑の後の陳情審査の中で、まさにこの委員会の助言を頂きながら、人数も絞り、神田っ子、神田生まれの人たちが、本当に記録も、そういう意味で何でも言っているというような形での意見交換ということで、機会をつくったところでございます。

そういった中で、なかなか、道路整備についてはご指摘かと思うんですけれども、道路整備に当たって重要な要素である街路樹の取扱いについては、一致点を見いだすことができなかつた。また、その後の参加された協議会のメンバーの方からは、先ほど加島部長からありましたような形で伺っているところでございます。

そこで、我々としては、我々というか、もう区長の判断でございますけれども、これ以上議論をしても、さらに地域の中の溝を深め長期化すると。それから、今回の陳情でもございました障害者の皆さんの中にも様々なご意見、緑陰による暑さ、それが大変、暑さ対策、暑さ防止機能が重要だよねというご意見もある一方で、やはり今後20年、30年と成長していくイチョウが及ぼす幅員や傾斜などの影響、そういったことを憂慮する障害者の方もいらっしゃる。そういったところを今後深めていくことで、障害者団体にも我々としては新たな亀裂を生んでしまうような、そんな状況ですので、ある意味そういう多様な意見を行政として引き取って決断をしたというところでございますので、ご理解を賜り

たいと思います。

○岩田委員 それで、その障害者の方たちのお話で、例えば傾斜が云々みたいな、根上がりでとか、そういうようなお話はありますよ。桜を植えたって一緒じゃないですか。根上がりはしますよ。イチヨウばかり何か悪者になっていますけども。そういうところはどんなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 ただいま部長のほうで申し上げた件ですけども、イチヨウと桜では幹の太さが、まず、今現在あるイチヨウと今後植える桜では幹の太さが違う。で、その太さで、まず幅員が確保できないということは、今までもお話ししてきておりでございます。根が今後根上がりですとか、そういうことを起こさないような対策は、今回の整備で行っていくものでございます。

○岩田委員 具体的にどのように。

○須貝基盤整備計画担当課長 根上がりをしないということですか。

○岩田委員 そうです。

○須貝基盤整備計画担当課長 根が下のほうに行くように土壌を広く取ってございます。

○岩田委員 そのね、幹が太い細い、だんだん太くなるじゃないですか。それでまた枝もだんだん大きくなれば、やれ沿道のビルに近づいたりしますよ。切るわけですよ、結局、そのときは。今だって一緒じゃないですか。そのときに何か、じゃあ、切らないのかといったら、切るわけなんだから。それを何か、イチヨウが、イチヨウがみたいなことを言っていますけど、それはおかしいですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 そもそのイチヨウと今回植える陽光桜の、成長したときの大きさですけども、イチヨウはそのまま伸ばせば30メートルぐらいになる大木でございます。陽光桜は成長して8メートルぐらいになる。

道路整備方針の中でも申し上げていますが、道路空間に合った樹木を選定していくところで、今回このような整備になったものでございます。

○小枝委員 関連。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 最初この会議の設定のことから岩田さんは入ってくれたわけですけども、そこに連なっているいろいろな答弁をされるわけですけども、言っている答弁の一つ一つがとても不正確で、このいざこざというか、この溝って何でできているかということ、行政が言っていることの不正確さなんですよ。それゆえに監査請求が出ていると思うんですけども、印出井さんは——名前を言っちゃいけないのかな。部長は、部長バイアスみたいなのがあって、私も、まず今回の設定の仕方として、この会があったことそのものが、全くほかの町会長には伝達がなかった。あったことそのものも知らないです。それからおはらいがあったことも知らない。で、誰がこんなことをやったのかなというふうに、やはり地域にこれからもずっと住み続ける方ですから、憂慮している方々も、町会長さんの中にはいるわけです。みんな地域に住んでいる者同士で、銀行で会ったり、いろんなところで会いますから。だから、溝をつくらないうために話し合いをした。

けど、過去の議事録を見ると——見ると、と言っても、まだホームページにも出ていないんだけど、大串さんのほうで求めた中身を読ませていただくと、もう2020年の17回、つまり12月2日の段階では、もう倒木の可能性もあるぐらいだから、もう駄目

なんだということを書いて、その前の、もう、15回とか14回の段階でも、せっかく樹木の先生が、お話、戸田芳樹風景計画さんが言っている、その方が話す前に、ここは樹木を残すことはできませんと前置きしているんですね、基盤整備計画担当課長が。で、いや、倒木するほど危険で、しかも本当は全部健全なのに、という、もうここに残すとバリアフリーの道はできないんだというふうに断定された中で、もう何度も何度も言われてしまえば、結局、町会長たちは、まあ、とにかくいい道を造ってくれと、こういうふうになって、10年、10年と言うけれども、結局は8年、9年は、街路樹は残すことで、このⅡ期目ゾーンはやってきたわけですね。ついこの間、パブリックコメントもやらないで、知らないうちに変えたわけですよ。で、そのパブリックコメントをやったということも、環境まちづくり部長は自分はやったとばかり思い込んで、1月8日の住民説明会で、パブリックコメントもやってオーソライズしていますから、これはもう皆さんで決めたことなんですよと言っちゃっているわけですよ。

そういう一つ一つがバイアスとなって、町会長たちをもう後戻りできないところまで追い込んで、本当に今悩ませてしまっている。これは本当に申し訳ないことだと思うし、行政はここで居直っている場合でもなくて、正しい、正確な表現をしてこなかったことをやっぱり反省すべきですよ。まず自分たちが広報してこなかったこと、正確な説明をしてこなかったこと、Ⅱ期工事区間は全員賛成だと言い続けてきたこと。反対なんて聞いたこともない。電話の一本も来たことないと言い続けてきたこと。そういう一つ一つの調査をしてこなかった。あるいは誤った情報を意図的に議会に伝えてきたこと。これはもうすべからず全て行政の責任であるということ、本当に皆さんにおわびをすべきだと思うんです。そこからまず溝が埋まるんじゃないんですか。

その認識がないから、まるで物を言う住民がいなくなったら自分たちの仕事が終わるみたいな気持ちで今日やっちゃうんですね。まだ間に合うのに。そのところの反省がなかったら、障害者の団体の方だって、私も話をしましたよ。全然違う表現をしていましたよ。引用されているウィズなんとかさんも違いますよ。そういうこと一個一個がひっくり返されたときに、議決の正当性も失われるんですよ。そのときに、これ、違法な議決、不当な議決となったときに、もう切っちゃいました、残念でしたね、というふうに、法はなっていないんですよ。そういう真剣味を持って仕事していないんじゃないですか。

○印出井環境まちづくり部長 今ご指摘のあった様々なこと、我々が故意に何か誤った情報を提供したとか、そういったことはないというふうに認識しています。それぞれの説明の仕方の中で、例えばイチョウが倒木のおそれがあるというような、例えばあそこの共立の前でそういう事例があると。健全であったはずのイチョウが倒木するおそれがあると。倒木した場合におけるその撤去にかかる費用や交通規制等、様々な影響があるという文脈の中で申し上げたところがあると思います。

それから、基本的に、おっしゃるとおり健全なものもありますけれども、健全でないものもあって、全体の中ではそういうこともある。そういった中で一つ一つを捉えて、正しい、間違っているとかがという評価をされると、おっしゃるような評価もあるのかなというふうに思いますけども、我々としては、しっかり道路整備、まちづくりと道路整備について、沿道整備推進協議会という、区民や地域の関係する団体の方々が参画するところでご説明をしながら、機会を捉まえて、議会にもご説明をしてみたい。そういった

中で、全く何か今おっしゃったような情報の提供をしてきたかということは決してないもんだというふうに認識をしております。

ただ、恐縮ですけれども、確かに1月8日の住民説明会で、私は、当初の平成25年の神田警察通りの沿道賑わいガイドラインについては、参画・協働ガイドラインの前だという認識はなかったもんですから、パブリックコメントは実施していなかったというところを誤解してお伝えしたというのは、これはご指摘のとおりでございます。しかしながら、今申し上げたとおり、沿道整備推進協議会で議論をし、策定前に企画総務委員会でもご報告しながら、ご意見を賜っていたというところがありますので、住民参画については、一定程度、我々の裁量の範囲内で必要な手続は踏んできたものだというふうに認識をしております。

○岩田委員 関連。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 これは、前も言いましたけども、沿道整備推進協議会とかに説明しましたよ、しましたよと。でも、これだけ区民の方から反対の声が出るということは、協議会がダイレクトに区民の皆様の声を反映しているとは限らないんじゃないんですかというような話をしました。それなのに、協議会に説明しました、しました、しましたって、それだけで足りるのかなという話です。足りないから、こうやって反対の声が出ているんじゃないですか。

○神原地域まちづくり課長 これまで協議会については、こちらが事務局になってやっておりますので、我々としては、協議会に話したら、それで終わりというふうには考えてございませんが、この1.4キロメートルにわたります広域なエリアを全体的に地域をよくご存じな、で、まちの様々な活動をされている協議会の皆様にお話をし、検討してきたというのは事実でございます。

我々としては、各町会での情報共有の在り方ですとか、そういったものは様々あるのかなというふうには思っておりますし、これまで頂いていたご意見なんかを踏まえ、まだまだもう少し努力も、我々としてもしていかなければいけないのかなというのは考えてございまして、もう一段、協議会の運営については、検討が必要だという認識でございます。

○岩田委員 努力していかなければならない。なのに、切っちゃうんですか。

○神原地域まちづくり課長 切るということに関しましては、もう様々、今、こちら側でご答弁させていただいたように、お話し合いが平行線といいますか、合致点が見いだせないような状況でございますので、一旦、区のほうで、ここは、もう工事を進めるという決断をさせていただいたということでございます。（「何じゃ、そりゃ」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 いいですか。ちょっとごめんなさい。

○嶋崎委員長 小枝委員。

○小枝委員 やはり行政の資料の読み込みが本当に、残念ながら甘いというふうに思います。というか、やっぱり事実をちゃんと読んでいない。例えば、今のⅡ期工事ですよ、Ⅱ期工事区間で、不健全木というのは1本もないんです。ただし、144番の学士会館の向かい側の1本だけは、建築限界に枝が降りるから、よって、C判定になっている。それ、もう、でも、本当は木としては健全ですとなっているんです。つまり、先ほど部長の

ほうから、健全なものもあれば不健全なものもあるとおっしゃったけれども、診断記録を見ていただきたい。カルテを見ていただきたい。全部健全。で……

○須貝基盤整備計画担当課長 委員長、基盤整備計画担当課長。

○小枝委員 いえ。

○須貝基盤整備計画担当課長 あの……

○嶋崎委員長 ちょっと待って。まだある。

続けてください。

○小枝委員 ついでに言わせていただければ、建築限界って、2.5メートル以下なんですよ。ところの、2.5メートル以下に枝が出るのは困りますと。イチョウなら、そこを切ることができる。陽光桜というのは、これは街路樹の専門家に聞いた話ですけども、今、四、五メートルの高さのものを植えれば、2メートルか、もしくは、1.5メートルのところから枝が出る。これは、街路樹としては、建築限界に枝を張るので、自転車にもぶつかる、往来の人にもぶつかる。そういう非常に不適合なものであるということは、私は確認しています。

そういう意味でも、専門性がない私たちは、専門家に聞きながら、適切なものを考えていかなきゃいけないのに、行政の側は、部長も、課長も自分たちの思いだけを先行させて、研究者、専門家の言うことすらゆがめて、聞く耳を持たない。そういうふうな中で、結局、溝を、さっきから言っていることは、溝を深めているのは、行政なんです。不正確な情報の下に、思い込んだらいちずにやっちゃっている。その中で——幾らでもまだ挙げられますよ。そういう瑕疵が、片手、両手で済まないぐらいの状況の中で、コンサル任せで、事業者任せで、で、町会長を追い込んできて、本当に申し訳ないことをしたと思いますよ。

その状況を行政が知っている——もうそろそろ知ってもいいですよ。もうそろそろ分かっていると思うんですよ。分かっていないのは、区長だけかもしれない。でも、これ、違法なことが、あらゆる角度から契約がたたかれたときに、その違法性の責任を取るの、結局、首長ですよ。そういう自覚と責任を持って、というか、正確な認識をまだ持っていないんですか。そここのところ、ちょっと部長、答えてください。C判定の話、分かりますか、意味。分からないんだ。

○須貝基盤整備計画担当課長 樹木診断のことだと思いますので、私のほうからご説明させていただきます。

まず、小枝委員が全部健全だという、それはどの情報だか分かりませんが、私どもの行った健全度診断では、健全な樹木は9本、注意すべき被害が見られるB1判定が11本、著しい被害が見られるもの、B2判定が10本、不健全のCが1本。確かに不健全の1本というのは、枝ではなく、幹本体が道路のほうに、建築限界を侵しているの、枝を切るだけでは済まないという、そういう状況でございます。

それから、陽光桜が建築限界を侵すというお話ですけども、今回植えるツリーサークルの60センチの幅までは建築限界になりませんので、それより上の枝で、2.——先ほど1.5メートルとおっしゃいましたが、2.5メートルまでが建築限界ですので、それ以上の枝を伸ばしていくと、そういうことを検討しております。

○小枝委員 今、神田っ子の協議の話だから、各論になるのはちょっとあれなんだけれども、それ、陽光桜が1.5なり、2メートルから枝を出す。それは、建築限界に触れない

というのは、ちゃんと専門家に確認をしていますか。確認をしているなら、どの専門家に聞いているんですか。ぜひ、役所の言っていることは何でも匿名なんで、ちゃんと言ってください。

○印出井環境まちづくり部長 現実に、江戸川区などで陽光桜の街路樹がございます。江戸川区の財団のホームページは、桜の中でも陽光桜は街路樹に適していると、そういったことを私たちは調査しているところでございます。

それから、先ほど来個々の様々な問題を捉えて、町会長たちとか沿道整備推進協議会の皆さんに適切な情報をお伝えしていないというようなご指摘があったのかなと思います。部長の責任というようなご指摘もあったところでございます。そもそもこの神田警察通りの整備というのは、区道の中でも比較的幅員の取れる区道、そこでできるだけ車道を縮小して、もう歩道も本当に5メートル、6メートルいっぱい広げていこうというような形で議論が始まった経緯があるかなというふうに思っています。しかしながら、やはり交通の事情とか、商業地域における駐車帯の確保という中で、徐々に、徐々に歩道として取れるスペースが少なくなってきたという実態がございます。それが、まさに2メートルまで、2メートルさえも確保できなくなってきたというような、そういう状況がございます。その辺の経緯は、まさに町会長さん、沿道整備推進協議会の皆さんがじくじたる思いで、これまでも議論をしているところでございます。

我々は、歩行者の幅員2メートルということや、ご指摘の点は、思いやりがあればいいじゃないか、公開空地があればいいじゃないか、そういうご指摘もあるのかなというふうに思っておりますけれども、こういった道路構造令や移動円滑化推進基準というのは、やはり障害者の関係者の方々も入りながら決められてきた経緯があるのかなというふうに思います。そういったものについて、特別な事情というのを弾力的、柔軟に解釈して、1.7メートルでもいいというような形で、今回の32本並びに今後の150本、全部、そういった形で考えていいのかということについては、やはりバリアフリーを確保するという観点から必要ではないかなと思っています。

そういうことをご説明する中で、やはり一定の幅員を確保するに当たって、我々も積極的に、あるいは、協議会の皆さんも積極的にイチョウやケヤキを伐採するということではなく、そういった大木化し、成長する樹木を仕方なく更新するという中で議論を積み上げてきたところでございますので、そういった基本的なことについては、ぜひ、ご認識を頂きたいと思います。

○小枝委員 道路整備方針、ご存じのとおり、道路整備方針の中で、地域の意見聴取ということも書かれていて、協議会を基本としつつも、参画・協働の趣旨を踏まえ、さらに誰もが安心・安全、快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方に立ち、計画の早い段階から障害者団体等にヒアリングを行うなど、多様なご意見を期するよう努めていくというふうに書いてあるんですね。

この手続を、これ、まだ3年前ぐらいに定めた手続を、行政のほうは聞いたような気がするレベルのやり方で、自ら定めた参画・協働だけじゃない、この道路整備方針の考え方ややらずに、そして、車椅子の方たちが今まで二人の方が意見を述べていたけれども、今日の陳情書を見ると、これ、4名の方なんですよね。この方たちが、私たちを抜きに、私たちのことを決めないと言って、意見を述べている。そういう意見もあるだろうが、

そうじゃない意見もあるんですよという言い方の、そうじゃない意見というのには全く匿名で、私も誰が言ったか分かりませんが、私もその方の話を聞いています。でも、その方は、この計画の内容なんか何にも知りません。地域の事情も何も分かりません。で、必ずしもこれをやっちゃえなんて言っていません。ただ、調整してやったほうがいいよねと言っていたんですよ。それを環境まちづくり部長の言葉になってしまうと、いや、そうじゃない意見の人もいるというバイアスがかかる。また、予算委員会的时候にも、2日、3日前の協議会で、車椅子の方が言葉、意見を述べに来た、真夏の日差しを遮る木の話をしてきたことも予算委員会の中で言わなかった。その3月14日の予算委員会がかなりそういう方向では、もう固めてしまうような、誘導をしてしまった。

そういうことが、あまりにも、思い、部長の思い、課長の思いばかりで、そのルールだって、そのルールは2メートルあったほうが好ましい、あるいは、沿道の中で、公開空地があるから、そういうふうなところでよければ、その沿道としては十分に成り立つ。東京都のルールもそういうふうになっていました。そうなっているのに、14回、15回の協議会で、区は初めに伐採ありきの説明から入っているんですよ。そうしちゃって、もう対立しか残らない。聞く気もないということになっちゃうわけですよ。警察云々の話もありますけれども、警察の話だって、本当に正確にそうかって、このほかの事情からすると、本当に聞いたんですかということになりますよ。ましてや学士会館の両側にそんなパーキングを造らなきゃいけないって、誰が決めたんですかということになります。

でも、それでも、みんなの中で調整されていけば、じゃあ、そこはパーキングになるから、ここは切らなきゃいけないねって、そこで初めて納得と了解と次なる調整になってくるといふふうに私は思うんですね。それを全くそういった調整の枠を持たないで、聞く耳を持たないでやってしまうというのは、行政がつくった溝を永遠に固めてしまうということになってしまう。これはもうやめてもらいたい。やめてもらいたいと言っても、きっと今の段階ではそうとは言わないでしょう。

今、看板が貼り出されました。まさに看板が貼り出され、区のホームページにも、工事をやりますよって、あれ、いつ貼り出したんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、小枝委員のご指摘のものは、街路樹に貼ったものでしょうか。

○小枝委員 違う、違う。看板。

○須貝基盤整備計画担当課長 現地に貼った看板。

○小枝委員 うん。

○須貝基盤整備計画担当課長 あ、ちょっと今、ここには資料がないですけど、工事が確定して、工事を始めようとするときに設置したものでございます。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 ちょっと話を整理して、ちゃんとやり取りして。

○小枝委員 はい。

○嶋崎委員長 かみ合っていないからさ。何の看板なのか。それがどこの看板なのか……

○小枝委員 神田警察通り自転車……

○嶋崎委員長 いやいや、違う、違う。聞いて。そんな熱くなっていないで、聞いて。

○小枝委員 だから……

○嶋崎委員長 俺が整理しているんだから。ちゃんと言わないと、向こうも分からないから。看板って言っても分からないから、どこの何の、何の看板だと指摘してくださいよ。

○小枝委員 「神田警察通り自転車通行環境整備工事のお知らせ」という看板がホームページにも貼られているんですよ。施工者と発注者の問合せ先が書いてあって……

○嶋崎委員長 それは業者さんじゃないの。違うの。役所が出したの。ちょっとそこをちゃんと説明して。

○須貝基盤整備計画担当課長 この最近のお話ですよ。

○小枝委員 うん。うん。

○須貝基盤整備計画担当課長 それは、4月の——ちょっとお待ちください。4月13日です。13日に沿道に配るチラシをホームページにも載せたということでございます。

○小枝委員 そこに足立区千住関屋町の現場事務所というのがあるんですけども。

○嶋崎委員長 今のとまた違う看板があるの。

○小枝委員 いや、同じ看板です。

私、それ、区のほうも、そこは連絡を取ったりしていますか。ちょっと中身を見ていないぐらいなんですか。いや、連絡を取ったりしているのなら。

○須貝基盤整備計画担当課長 連絡というのは、こちらに電話をしているかということですか。それはしています。しているはずですよ。私は直接していませんけど。

○嶋崎委員長 あのさ、これ、ちょっといいですか。今は、2種類あるの、看板が。

○大串副委員長 同じ看板。

○小枝委員 ホームページに載っている看板と……

○嶋崎委員長 いや、だから、ホームページの看板は分かっている。それは役所が出した看板なの。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○嶋崎委員長 そうでしょう。

それから、後者の連絡先が書いてあるというのは、それは、当然、役所じゃないんじゃないの。業者さんが連絡先の何かを出した看板なんじゃないの。だって、連絡先が足立区に行くわけがないじゃん、役所を出した看板が。そこがちゃんと分からないと、かみ合わないよ、話が。

○須貝基盤整備計画担当課長 足立区千住というのは、施工業者の現場事務所ですね。

○嶋崎委員長 だから、その記載のある看板というのは、その施工業者さんが出した看板でしょ。

○須貝基盤整備計画担当課長 看板ではなくてですね……

○嶋崎委員長 看板と言うからさ。

○須貝基盤整備計画担当課長 チラシですよ。

○嶋崎委員長 何。チラシなの、看板なの、小枝委員。

○小枝委員 私はホームページから取ったんですけど、道を歩いてみると、そういう掲示がされている。

○嶋崎委員長 それは、通常の工事の、工事業者さんが出す工事のお知らせなんじゃないの。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい、そうです。

○嶋崎委員長 そうだね。それは、当然、契約しているわけだから、契約したところがやりますよというふうな情報提供として、それは、別にここだけじゃなくて、どこの道路工事でも、建設現場でも、そういうお知らせは出すんでしょ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい、そうです。すみません。はい。

○小枝委員 えっ。

○嶋崎委員長 そうだね。それを、じゃあ、ホームページの、何だ、役所が出したものと、それ、後者のやつとの関係の話をしてくださいよ。

小枝委員。

○小枝委員 そこに施工者の連絡先と発注者の連絡先ということで、千代田区の道路公園課があるわけですけども、それぞれ名前も書いてあります、担当の。これ、区のほうは、ここに連絡をしていますか。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 区の担当はしています。今のご指摘が、ちょっとどういうことなのか。この電話が通じないかとかということなのか。

○嶋崎委員長 そうということなの。それを指摘してくださいよ。（「それを先に」と呼ぶ者あり）やり取りが分からないんだよ。どうも、小枝委員がおっしゃっているのは、その問合せ先に連絡したけども、連絡が通じなかったということなの。それを言ってくださいよ。そうなんだから。別に役所が連絡する話じゃなくて、一般の区民の方がそこに問合せをしたところ、連絡が取れなかったということなんだけど、そこはどうなんですかと聞けば、分かるよね。

○須貝基盤整備計画担当課長 私どもの職員がこちらの請負業者の現場代理人へ連絡するときは、ケータイに電話しているので、ちょっとこれがもしかしたら……

○嶋崎委員長 違う、違う。小枝委員が言っているのは、そこに記載している、ね、ケータイ番号なのか、何か知らないよ、見ていないから。連絡したけれども、そこに連絡が通じなかったと。ね。それは一般の区民の人たちは、そこに書いてあれば、連絡するじゃん。聞いているの、俺の話。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○嶋崎委員長 で、そういう中で、その、やっぱりきちっと連絡をしたときに、受け答えがなければ、区民の方は不安なんじゃないのということを多分言っているんでしょ。

○小枝委員 そうです。

○嶋崎委員長 ねえ。何で俺が解説しなくちゃいけないんだ。そういうことなんだから。

で、その工事業者さんとやり取りというのは、役所はしっかりしているんですかということを目指したいんだと思うよ。そうでしょ。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい、失礼しました。ちゃんと連絡は取れています。

○嶋崎委員長 じゃあ、何で、何でその業者さんの連絡先が、したけど、出なかったのか。それは、例えば、昼間は現場に行っちゃって出られないのか。だったら、そこにもうちょっと丁寧に何時から何時はここに連絡してください、何時から何時はここに連絡してくださいということをしなければ、業者さんの役割は果たせないんじゃないんですかということだと思うよ。そうだね。

○大串副委員長 それが言いたいんだよな。

○嶋崎委員長 それが言いたいんだよね。

○小枝委員 それともう一つある。

○嶋崎委員長 もう一つなんて、それは分からないよ、俺、だって。俺が整理している。そういうことなんだって。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、嶋崎委員長のほうからご指摘いただきましたとおり、確かに、もし連絡が通じないということであれば、その次の手段、次の手段ということで、連絡が取れるような形でしていきたいと存じます。

○嶋崎委員長 それは、そういうふうにちゃんとしてくださいよ。それだけの大きいことをするんだから、地域の皆さんだって不安な状況の中にあるわけだから。そこにまた連絡が取れなかったという、さらに不安になるわけだから、そこはきちっと対応をしていたきたい。

もう一つ、どうぞ、小枝委員。

○小枝委員 もう一つ。3億7,000万円の工事なのに、電話番号そのものが間違っているんですよ。

○嶋崎委員長 業者の。

○小枝委員 それを、（「それは通じない」と呼ぶ者もあり）4月の13日から、今日、もう2週間以上、あ、2週間ぐらい、とにかくまちの貼られているものも、区のホームページに出ているものも、この案件は、すべからくこういうことが多いんですよ。それじゃ、不安どころかという。そして、これは、今、どういう工事やるんですか、どんなことをするんですか、そのためのもの。

私は、そちらから、いや、実は、と言われていると思ったんですよ、普通は。どうしてそんなに情報がないんですか。

○嶋崎委員長 いや、情報がないんじゃないかと、ちゃんとやり取りをしているのか、していないのか、まず。そういう確認をする作業が手順・手続の中にあるのか、ないのか。教えてください。

○須貝基盤整備計画担当課長 このチラシには、二つ、ケータイ番号と電話番号、二つ併記してございます。うちの職員は、このケータイ番号にいつも電話して、つながっていると。ですから、やり取りはしっかりしております。ただ、こちらの電話番号のほう間違っているというご指摘は、今、ちょっと受けましたので、それが定かというか、どうなのかというところは確認しないと、ちょっと分かりません。（「知らなかったんだよね」と呼ぶ者あり）

○小枝委員 それは確認してくださいよ。

○嶋崎委員長 あのさ、やっぱりそこら辺はちゃんと大きな金額で契約をして、それこそ俺たちがここできちっと議論をしながら判断をしているわけだよ、契約議案を。そういう中で、先に行ったら、電話番号が違っていましたとか、通じませんという、それはそういう手順・手続をきちっと業者さんとのやり取りはしなければまずいよ、それは。片一方のケータイがかかるからいいでしょうという話じゃないよ、それは。それは駄目だよ。そんないいかげんなことをやっているようじゃ仕事にならないよ。部長。

○印出井環境まちづくり部長 今ご指摘の件、連絡先が正しく記載されていなかったということにつきましては、改めて確認をさせていただいて、こうしたことが起こった原因も含めて、我々としては改めてまいりたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 それは早急に対応してください。委員会として申し上げます。

どうぞ、続けて。

○大串副委員長 次、いいですか。

○嶋崎委員長 どうぞ、副委員長。

○大串副委員長 陳情審査、これは、今、4本——4本じゃない、3本。4-4と4-5と4-6。4-4は、まさにⅡ期工事にお住まいの方からの陳情。4-5は、様々、2メートル、幅員のことがありましたけど、それは障害者の方のためにということだけど、この障害者の方からの陳情が4-5。そして、4-6は、今まさに住民監査請求が出ているので、工事の着工を待ってくださいよというのが4-6ですよ。

私は、まず、4-6をお伺いしたいんです。住民監査請求が出されたのが21日、收受されました。それから、次は受理ということになるんでしょうけれども、これから審査が始まるというときにですよ、工事に入ることは到底できないと思うんですよ。現段階ではどういう状況なんですか。

○印出井環境まちづくり部長 住民監査請求の写しは、我々所管にも届いております。この請求の内容につきましては、その多くは、これまでご議論、議会でもご議論いただいたところでございます。都度、説明していたところであります。

今回、本件道路整備に関わる契約が違法、不当だというようなご指摘でございますけれども、我々のほうとしましては、関係法令に基づきまして、適切に進めてきたことでございます。違法性はなく、工事を停止すべきものではないというふうに考えております。

○大串副委員長 環境まちづくり部は、当然、所管ですから、工事をやらせてくださいということなんでしょう。けども、住民監査請求ですから、この今進めようとしている工事が本当に違法、不当ではないのか。違法、不当な可能性がありますよと、区民の皆さんが、20名ですよ、20名の方がそれを訴えているわけですよ。その違法か、不当かの判断は、監査委員がするんですよ。その結果が出る前に、所管が工事をやっちゃうなんてことはあり得ませんよ。しかも、区長はどう考えているんですか。まあ、区長はいないけど、それ、答える方がいたら、答えてください。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど地域まちづくり課長のほうからご説明を申し上げました。神田の皆さんの話合いの結果、一致点を見いだすことが困難。これ以上、協議を進めることがかえって地域や様々な団体の亀裂を深める、あるいは、長期化するという判断の下に、工事を実施するということについては、区長からもご決断を頂きました。さらに、今般の住民監査請求につきましても、特に、今回の契約自体の違法性についてのご指摘が、違法だということは、これを見た範囲の中でも当たらないというような認識でございますので、住民監査請求が出ているところでございますけれども、この辺りは、法的にも執行の停止の効果ということについては、まだそういった勧告が出る見込みもない中でございますので、執行権の範囲の中で適正に対応していくということでございます。

○大串副委員長 今のは、区長がそう考えているということですか。区長、いや、区長は、そういうことなんでしょう。今、区長に代わって、部長はそう答えたんでしょう。けども、区長が違法か、不当かは判断するんじゃないんですよ。監査委員が判断するんですよ。区長は自らそれを、何とかな、審査してもらおう側ですよ。ですから、その側に立っている人が工事をやってしまうということが、自ら千代田区が定めた監査委員制度を否定す

ることになりますよ。

もう一つ。これは、区民の権利ですよ。住民監査請求を出すのは、区民の権利なんですよ。それを、今、区長がね、今述べたように、これ以上は、溝が深まるばかりだからやります。そんなばかなことはないでしょう。区民の権利も踏みにじる。正当な判断ができるのは、監査委員だけなんですよ、住民監査請求が出ている以上は。それを完全に無視して、全国の笑い者になりますよ。今日、これから工事をやるというんでしょう。それは大変だよ。全国の中で、千代田区は住民監査請求をこれから監査しようという矢先に工事をやりました。大変なことだよ。千代田区が定めた監査委員制度を否定し、住民の権利である住民監査制度、住民監査請求も踏みにじる。今日、工事に入るということはですよ、それだけ重いことなんですよ。それを分かった上で、区長は決断したんですか。

もう一回聞きます。

○桜井委員 関連。

○嶋崎委員長 はい。桜井委員。

○桜井委員 監査委員事務局長、いますか。事務局長はいない。

○嶋崎委員長 いない。

○桜井委員 あ、いないか。それは困ったね。

今、住民監査の話が、大串副委員長から話がありました。それと、今回のこの執行における区長の判断はどこから生まれたのかというところが、とても大切な話になってくるんだろうと思います。

住民監査請求というのは、違法、不当な財務会計上の行為、または、怠った事項に限るとされています。これは地方自治法。

で、陳情書の中にも、この本件の契約に関わる前提となる政策判断に合理性があるのかどうかというところで指摘がなされているわけですけども、この住民監査請求については、独立した判断で、監査役が独立した組織で判断をされるというのが、この監査の仕組みになっています。

で、樋口区長が今回この執行を判断されたというのは、ご自分が勝手に判断したということじゃないんですよ。これは、千代田区議会がこの第Ⅱ期の工事の案件について、執行機関からの情報を基に陳情の審査をし、議案の審査をし、それで、予算を可決させ、それで契約をし、業者も決まり、いよいよ執行しますという判断を区長がしたというのは、そういう議会の今までの積上げがあって、初めて樋口区長が判断をしたわけで、そのことがあるということと、もう一つ、今回の住民監査請求、もちろんこれは重いものだと思いますよ。大串副委員長おっしゃるようにね。ただ、それは、それはそれとして、監査役がご判断されるものなんです、監査して。

○大串副委員長 区長じゃないんだよ。

○桜井委員 監査役が。我々は、議会人として、この、この企画総務委員会の中で議論をし、可決して、それを基に樋口区長が判断をしているんです。ですから、今回の住民監査請求が出たから、それまでは執行ができないということとは、私は違うと思うんです。ちょっと監査事務局長がいないんで、そここのところの確認を本当はしたいんですけどね。その前の段階として、そういう手順・手続を取って、このⅡ期工事についての議決をし、本会議場で議決をし、予算を可決し、契約をし、業者が決まったという手続を取って、樋口

区長が判断をしたんだというところについては、私が言っていることは間違っているのか、正しいのか、お答えください。

○印出井環境まちづくり部長 今、桜井委員のほうからご指摘がございました。本件契約に至るプロセスの中で、予算や契約議案というような形の中で、議会にご議決を賜ったということはもとより、それから、契約についての違法性、不当性というような内容の監査請求でございます。これを我々としては軽く見ているということではございませんけれども、例えば、談合があったとか、あるいは、地方自治法に基づく手続きに瑕疵があったとか、あるいは財務契約上の規則等に反していたとか、そういうような契約内容ではないというふうに認識しております。そういう意味で、契約に違法性や不当性はないという前提の下で、監査請求をもって、あらゆるこういった事業が止まってしまうということについては、我々としては、それに対しては慎重に判断をした上で、今回は執行していくというところでございます。

○大串副委員長 委員長、私の質問に答えていない。

○嶋崎委員長 担当部長。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどおおむねご答弁申し上げましたけども、区長といたしましても、本件契約自体に違法性、不当性があるということについては、るるご説明、あるいは我々と相談、協議した上で、そういうご判断だと。一方で、政策判断に至る間において、都市計画法第2条の趣旨に反しているというようなご指摘があるんですけども、本件の契約並びにその前段であるガイドライン等の策定は、都市計画ではない、都市計画法は、都市計画について規定している法律でございますので、もし、こういった主張が正しいとしても、これには当たらない。我々としては、そのご指摘については、様々、本日も議論いただいたように、十分進め方の中で、配慮が足りなかったことはあるのかもしれないですけども、そういった法令に反しているというような認識はございませんということ、区長とも相談、協議した上で、今般は、その辺りを全体的に判断いたしまして、適切に執行していくというような状況になったところでございます。

○嶋崎委員長 副委員長。

○大串副委員長 違うんだよ。部長に、正しい、また、区長が今のこれを正しい、違法だ、不当だと聞いているんじゃないんだよ。私がさっき聞いたのは、この住民監査請求を出して、まだ審査する前なのにもかかわらず工事に入ることについてどう思うんだと、そう聞いたんだよ。要するに、千代田区が定めた住民監査請求制度がありますよ。それを定めておきながら、自らそれを否定することになる。それも分かった上で、まだこれから調査を始める、それこそ、違法、不当かというのはこれからですよ。部長が言うように、違法、不当はないんだから、やります。それは監査委員が決めることなんだよ。だから、それが決まる前に、工事をやってしまうことが、千代田区としてどうなんだ。そこも分かった上で、区長は判断したのかということを知りたいんだよ。

○印出井環境まちづくり部長 今のご指摘でございます。我々も、住民監査請求制度を、先ほども申し上げましたが、軽く見ているということは決してございません。監査請求に伴う様々な証拠書類等を参照して、違法あるいは不当だと思われるような……

○大串副委員長 委員長、これ……

○印出井環境まちづくり部長 そういった事実は確認できるとすれば、それは当然適切な

対応を取っていくというところでございますけれども、今般については、そういう判断には至らないというところでございます。それが明確に具体の違法性、例えば、契約に対する違法性であるとするならば、議会の議決のプロセスや自治法に基づく手続、先ほど申し上げましたとおり、談合等々の契約に関わる関係法令についてのご指摘があり、証拠書類があって、我々としても、非常に判断に迷うということであれば、当然にそういった対応をすることになるかなというふうに思っておりますが、今般については、その前段における政策判断が都市計画法2条の趣旨に反するという指摘でございますので、繰り返し申し上げますけれども、今回の様々な判断というのは、都市計画そのものではございませんので、違法な判断に至ることはないだろうという形で、今回進めさせていただくところでございます。

○大串副委員長 部長、私の質問に答えてくれなきゃ困るよ。同じ答弁を2回やったよ、これで。そうじゃないんだよ。正しい——違法か、不当かの判断は監査委員がするんであって、部長が述べることじゃないんだよ。私が聞きたいのは、そういう制度があって、調査に入る前、審査に入る前に工事に入ることはどうなんだと聞いているんだよ。そうでしょ。だって、幾ら部長が私たちのやっているのは違法、不当ではありませんと述べたって、それは監査委員が下すべきなんだよ。所管がそれを幾ら述べたって、それは意味ないよ。

区長は、部長、課長が述べて、そのとおりだと区長は言っているかもしれない。区長はいい迷惑だよ。区長も一緒にそれで罪をかぶるようになったら。そこは、しっかり対応しないと駄目だよ。監査請求が出たら、一時停止勧告が出るのはあまりないんだよ。そうじゃなくて、その監査請求制度を尊重して、その事業を止めるんですよ。多くの自治体、ほとんどの自治体がそうしているんだよ。千代田区だけが尊重しないでやっちゃうというのは、制度を否定する。また、住民の権利を否定することになるから、みんな尊重して止めているんですよ。それを千代田区がやるというのは、歴史上、大変なことだよ、これ。それでもいいんですか。僕はね、区長をね、心配しているから言っているんだよ。部長、課長、または、副区長が、区長を、それをしっかりと支える立場にあるんだよ。それを違法、不当じゃないからやらせてもらいます。そんなことでいいんですか。

僕は、それでは区民の方に対しても、それじゃ行政としていかがかと思う。そして、最も大事な区民に、身近なまちづくりを責任者としてやる立場にありながら、そのような認識では、区民もかわいそう。まちづくりなんてできないよ。

だから、ここで、本当に、今日、工事に入るのは、私は待ってほしい。それで、今、部長が述べたようなことは、監査委員の方がそのとおりだとして、そうしたら、却下すればいいじゃないですか、請求を。その却下があって初めて工事に入るんだったら、まだ分かるよ。その結論も出ない前に工事に入るということは許せないんだよ。そうじゃないんですか。（拍手する者あり）

○嶋崎委員長 すみません。傍聴の方は、すみません、拍手はご遠慮ください。何度かご注意申し上げて、聞き入れていただければ、出ていっていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

答弁ください。

○印出井環境まちづくり部長 大串副委員長もご指摘のとおり、制度的には可能だということでございます。

それから、今回の求める措置、監査請求で求める措置が、本件契約の締結が違法または不当なものであるから、区長に対し、本件街路樹を伐採撤去することなく、本件工事を行うことを勧告することを求めるというふうになってございます。要は、木を残して、工事をすることを求めているというところでございます。これは、まさにこれまで沿道整備協議会や胸襟を開いて議論してきたことに対して、ただ単に止めるということではなくて、木を残すことを求めているというところで、これについては、今回の監査請求をもってしても、将来的に折り合わないだろうということが改めて明らかになったところでございます。

○大串副委員長 それは部長が考えることじゃないよ。

○印出井環境まちづくり部長 それを踏まえて、今般、監査請求に対して違法性、不当性の認識がないと。これは、先ほど来、ご説明しておりますように、区長とも十分協議をした上で、判断をしたというところで、その……

○大串副委員長 監査する意味ないじゃないか。

○印出井環境まちづくり部長 制度的に可能だということも含めて、ご認識を頂いているというふうに思います。

○大串副委員長 委員長、すみません。もうこれで、私、最後にするけどね。部長、同じ答え、これで3回やったね。私は、部長が判断するんじゃないんだって。監査委員がそれを判断するんでしょ、結論の部分にしたって。それを、部長が、それは所管の部長だから、それはそんなことないと答えるのが当たり前ですよ。だから、工事、今日から入ると言うんだけど、それはやり過ぎなんだよ。それは監査委員が判断をして、今回の請求についてはどうだこうだ、違法性、不当性についてはこうだ、ああだと。それが出たよ、で、部長が言うようであったらば、じゃあ、却下すればいいじゃないですか。だけど、その結論が出る前に、工事に入ったらいけないんだよ。

それは、私はもう、述べておきます。もうね、同じ答弁するんだったら、答弁は要りません。私は、これは意見というのかな、強くこれは申し述べておく。これは、千代田区の行政のためだよ。ぜひ、それは、まちづくり、環境まちづくり部長だけじゃなくて、この恐らくまちづくりを所管している職員全員に私は申し上げたい。それが長い千代田区の歴史において、今回、非常に大きな節目を迎えている。ここで変わらなければ、千代田区のまちづくりは変わらないかもしれない。それぐらい大きなことです。そのことを申し述べておきます。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。ご意見として伺います。

木村委員。

○木村委員 何点か確認させてください。

4月9日の話合いで、主張が平行線だったということを冒頭報告いただきました。どういう主張とどういう主張が平行線だったんでしょうか。

○神原地域まちづくり課長 様々、今ご議論があったように、守る会側の方々の主張といたしましては、現在の木を残したままで道路整備は進めてもらいたいということでございます。一方で、協議会の委員の方々からにしましては、様々な観点ですね、まちづくりですとか安全・安心、あるいは今後の商工観光といいますか、桜を植えていくことの意味み

たいなことでもございまして、現計画どおり工事を進めてもらいたいと、こういう主張だというふうに認識してございます。

○木村委員 この現計画どおりというのは、神田警察通り沿道全体ということですか。

○神原地域まちづくり課長 基本的には、沿道整備推進協議会の皆様は、ご賛同いただいているのかなと。個々一人一人のご意見をつぶさに聞いたわけではございませんが、協議会の共通の認識にはなっているのかなというふうに考えてございます。

○加島まちづくり担当部長 すみません。4月9日のお話し合いの内容は、主にⅡ期工事の部分ということで、私のほうで最初に仕切らせていただいて、お話し合いをお願いしますということなので、Ⅲ期、Ⅳ期のお話も出たかもしれませんが、基本的には、Ⅱ期で、今、これから工事をやる街路樹に関して、双方の意見をお話し合いいただきたいといったようなところの趣旨で開かせていただいたというところでございます。その中で、守る会の方々は、街路樹は全て残す。推進協議会のメンバーの方々は、もうイチョウはやめてくれよというようなことで、それはもう撤去してほしいんだというような、そこが一つ一番の大きな――工事をやること自体は両方ともやってくれということなんですけど、街路樹をそのまま残すか、今の街路樹を全部撤去して、新しい道にさせていただくと。そこがもう完全に擦れ違っているというようなところかなと思っております。

○木村委員 先ほどのご報告の中で、こういった会合はもう開かないでほしいと。もう無理だと。これは、Ⅱ期工事についてですか。それとも、既存の街路樹を生かせという主張に対して、もう聞きたくない、耳を傾けたくないという意味ですか。

○加島まちづくり担当部長 直接、協議会のメンバーの方からはそういった話も聞いて、そのときに、Ⅱ期工事だとかⅢ期だとかと聞いたわけではございませんけれども、先ほど申し上げたように、今回の4月9日に関しては、Ⅱ期工事の工事に対してということですので、Ⅲ期以降に関しては、また別の話合いだとかというものもやっていく必要もあるのかなというふうには、我々としては考えております。

○木村委員 やはりⅢ期工事以降については、現行の計画にこだわらずに、バリアフリーとか自転車道とかというのはあるにしても、街路樹を生かす街路樹、今の既存の街路樹を生かしたまちづくりなのか、それとも新種に変えるのか。その辺も含めて、いわゆる街路樹については、ゼロベースから話し合うということなんでしょうか、Ⅲ期工事については。

○印出井環境まちづくり部長 繰り返しになりますけど、神田警察通りの沿道整備につきましては、沿道整備ガイドラインをはじめ、これまで、まずは、大きな方向性、周辺のまちづくりを中心としながら、安全で安心で快適な道路整備ですとか、一体的な道路空間の活用によるぎわいの創出、それから、地域のシンボルロードになるような道路の実現を目指していくということを基本として、共有しながら進めてきた経緯があります。

今回の神田警察通りの様々な議論の中、警察通り全体がイチョウ並木というような、そういうお考えのネット上の意見もありましたけれども、木村委員ご案内のとおり、街区ごとに街路樹がばらばらな状況になっておるところでございます。そういったことに対して、今ほど申し上げました3点の方針を共有しながら進めてきているというところでございますので、街路樹について、ゼロベースなのかどうかということまで踏み込んで、私のほうで今ご答弁申し上げることはできませんけれども、先ほどまちづくり担当部長がご答弁申し上げましたとおり、Ⅲ期以降については、これまでも予算委員会等々で、あるいは、常

任委員会等々で検討体制のあり方も含めて見直していくというようなことは申し上げましたので、そういった議論の中で、今後、さらに検討を深めていくことが可能なのではないかなというふうに思います。

○木村委員 4月9日にも話合いが持たれたと。これは、当該委員会からの要請でもあったわけですね。この話合いが行われてですよ、いい具合にいろいろまちづくりについても話し合っ、街路樹についても合意できた。合意したという場合は、その結論を区としては尊重する。そういう意思はおありだったんですか。

○印出井環境まちづくり部長 合意内容を尊重しつつ、先ほど来申し上げている道路管理者としての観点、それから、まちづくりとの観点、そういった中で調整をしていくということになったのかなというふうに思います。

○木村委員 じゃあ、何のための話合いかとなりますよ。せっかく双方が集まって話合いが行われたと。だとしたら、その話合いの結論を行政が尊重しましょうという立場でなければ、実効ある話合いにならないじゃありませんか。どんな話合いの結論——仮にですよ、既存の街路樹を残すことを整備し、を中心に整備していこうと。陽光桜も植えていこうと。ということで仮に一致したら、行政はそれを尊重しますか。

○印出井環境まちづくり部長 先ほど申し上げましたとおり、今回も、そういう形で、事前に様々まちづくり担当部長のほうを守る会の皆さんと様々な形での調整を模索していたところでございますけれども、そういう状況に至らなかったというところがございます。もし、今回の胸襟を開いた中で、例えば、どこかを残しながらというような議論があったとするならばですけれども、そこに対して、道路管理上、何か課題がないかということを検証した上で、そういったご意見を踏まえながら整備をしていくということはあったんだろうなと思います。

○木村委員 やはりそういう答弁を聞くと、誰のためのまちづくりなのかということが問われていると思うんですよ。少なくとも沿道協議会ですと協議されていた町会長さんなどを中心に協議されてきた皆さんとそれから沿道の皆さんが話し合っ、一致したと、合意したと、折り合えた。その結論は最大限尊重するのは当たり前じゃありませんか。恐らく議会はそういうスタンスですよ。住民の方が話し合っ得た結論は、最大限尊重する。明大通りは、それで成功したんじゃないですか。価値観の多様な人たちが集まって、そして、結論を得たわけでしょう。そこには、住民だけじゃなくて、専門家の知恵も借りながら、そこには多様性と専門性があったわけですよ。だから、明大通りは、皆さんが折り合えたわけです。確かに構造上の問題はあるけれども、まちづくりの進め方はこれだと思うんですよ、私は。

今回、神田警察通りについても、道路が違うわけだから、同じやり方は通用しないと思うんですよ。ただ、進め方として、やはり一つは、その協議会の結論を行政としては尊重しますと。これがない限り、その協議の内容を尊重するというふうに行政が打ち出せば、協議会の皆さんだっ、沿道の皆さんと話し合うというふうになっていくでしょう。恐らくこのまま行ったら、何で協議会の皆さんの意見だけ尊重するのかとなりますよ。確かに協議会で10年以上苦勞されてきた。それはそうだけれども、同じ住民だろうと。同じ街路樹を愛してきた人たちだろうと。区民で税金を払っている人たちだろうと。何で特定の人たちの意見だけ取り入れて、私たちの声を無視するのかと、こうなるでしょう。だとし

たら、いろんな価値観を持つ、多様性のある、そういう構成メンバーで協議し、そして、専門家を配置し、そこでの結論は行政として尊重しますと。やはりこういうスタンスを基本的に行政はこういう立場ですよというのを打ち出す必要があると思います。どうでしょう。

○加島まちづくり担当部長 4月9日はそういう話にはならなかったというところが現実です。平行線だといったのが先ほどのお話で、何らかの歩み寄りがあって、それを尊重しましょうというような話にはなっていないのは、これは事実でございます。

この4月9日だけではなくて、1月だとか3月にも協議会をやって、3月に関しては、もう3時間もこの場所でやっていただいて、その中でも、かすかな一致点等も見いだせなかったというようなのが事実なので、我々としては、その4月9日を受けて、工事をやっぱり再開するべきだということで判断しているというのが、今の状況だということでございます。

○木村委員 今のようなやり方だと、そうなるでしょう、平行線に。平行線にならないためにはどうしたらいいの。要するに、まちづくりというのは、住民が決定するわけですよ、まちのあり方は。だって、今回の神田警察通りの沿道だって、住民の皆さんが整備されるわけで、アダプト制度等でね。それ、日常的に清掃されたりしているんじゃないですか。その皆さんたちの協力を仰いで、まちづくりというのは進めるわけですよ、その人たちを主人公として。ですから、皆さんたちが樹種も含めて決めるんですと。この立場に行政が立たない限り、話し合っても進まないでしょう。そうでしょう。

平行線だったら、まちづくりできませんと。こういうことなんです。だって、住民が決めるんだから。だとしたら、住民が合意できるように、どうすればいいのかということを考えるのが行政なんです。そうじゃありませんか。平行線ですというんじゃないんです。平行線であるなら、話し合いでお互いに折り合えるようにするためにはどうしたらいいかを考えるのが行政なんです。だって、神田警察通りの沿道のあり方を決めるのは、町会の皆さん、沿道を構成する皆さんたちなんです。区じゃないんです。誰のためのまちづくりか、問われているんです、今。

その辺は、今後の、これから、Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅴ期と進んでいくわけですから、今のうちにそういう仕組みをつくって、それで協力してくれと。とにかく一致点をつくってくれということで、そうじゃないと、我々、仕事できませんという形で行政が働きかけていくというのが、私は大事じゃないかと思うんです。住民同士議論させて、平行線でしたと。じゃあ、現行どおり行きますと。溝が深まるだけです。その辺の立ち位置の転換を私は求めたいと思うんですけども、どうでしょう。

○加島まちづくり担当部長 今後進めていくⅢ期、Ⅳ期、Ⅴ期に関しましては、今の木村委員ご指摘のように、まちづくり、工事部隊とは別なまちづくりのほうで、いろいろとそういう場を工夫しながら、なるべく一致点だとかを見つけられるような形で進めていきたいというふうに考えております。ただし、今回、Ⅱ期工事に関しましては、区の決定として工事は進めさせていただくということが今の状況であることをご認識いただければというふうに思います。

○木村委員 行政が、やはり責任ある人がきちんと住民の方に説明する責任があると思うんですよ。一方で、工事を進めながら、Ⅲ期からちゃんとやりますなんて信用できないで

しょ。だとしたら、きちんと行政がですよ、行政が関係する住民の皆さんにきちんと説明して、それで了解を得るというのは、これは最低限、私は行政の説明責任というのを考えた場合に、最低、そのことをやらないと、行政の信頼を私は失うと思う。やはり、こういう状況のまま工事に着工というのは本当にどうなのかと。今後のことを考えた場合ね。ぜひ、ちょっとその辺については、再考願いたい。

工事一時中止のガイドラインって、ご存じですか、国交省の。工事中止のガイドライン。これは、どういうときに工事中止、受注業者はどういうときに工事中止するのか。自然的または人為的事象であって、受注者の責に帰することができないものにより、受注者が工事をできないと認められたときには、受注者から発注者にちょっと工事できませんということやると。その中に、人為的事業の中には、反対運動があるわけですよ。そのときには、工事中止を、一時中止しなくてはならんと。これは国交省のガイドラインです。このまま突き進んで、本当にいいんでしょうか、このガイドラインに照らして。

どうでしょう。

○印出井環境まちづくり部長 今般、道路整備に向けた形での、繰り返し申し上げておりますけれども、神田警察通りという広範なエリアにおける全体としての道路の在り方、それと、個々の街区の整備というような、そういう複雑な事情の中で、様々な意見があったというところがございます。住民監査請求につきましても、これ、先ほど来ご指摘いただいているところで、我々としては重く受け止めているところがございますが、この工事に至る経緯、それから、具体的な契約については、適法、適正なものだというふうに認識をしているところがございます。それから、道路整備を、反対の方もございますけれども、早急に求める声というの強いというふうに考えています。

先ほど来ございました、本来であれば、もっと夢のある道路にしていきたいという地域の思いがあったところ、様々な制約の中で、現状のような計画になってしまっているというところがございます。そういう意味では、我々としても、沿道の地域の人たちの思いに十分応えられなかったというところがあります。そういった中で、最低限の歩行空間、自転車走行空間の整備ということを目指して取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、ぜひ、その辺はご理解を賜りたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 いいですか。

岩田委員。

○岩田委員 契約関連で3件と、その他で1件、ちょっとお伺いします。

さっき、ちょっと途中で、関連で違う方向へ行っちゃったんですけども、根上がりとかの話で、そういうふうにしないように、根が下のほうに行くというような話だったんですけども、そもそも区が、剪定とか、業者を決めるじゃないですか。その業者と実際にやる業者って、同じですか。つまり、落札したところと、実際にその仕事をやる場所というのは、つまり、下請とか孫請とか、そういうのはないですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 下請とかはあると思いますが。

○岩田委員 その業種、つまり、落札したところは、例えばなんとか造園とか、そういった専門家かもしれないけども、その下請とか孫請とかは全然違うかもしれない。それはちゃんと把握していますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 これは、街路樹の伐採工事ではなくて、道路整備工事です

ので、大きなところで、道路の整備をする、道路舗装の会社が取っております。その街路樹に関しては、その下請の造園業者がやることになっております。

○岩田委員 本当かな。

○嶋崎委員長 そもそも契約案件として、樹木の云々の契約じゃなかったわけだから、それは、だって、ちゃんとこの場でみんな議論したんだから、ちゃんと覚えているでしょ。

岩田委員。

○岩田委員 はい。すみません。確認だったんです。委員長。

○嶋崎委員長 確認しなくていいんだ、それは。

○岩田委員 すみません。

○嶋崎委員長 ちゃんと議論したんだから。

○岩田委員 はい。胴吹きとかひこばえの話はしましたよね。強剪定をすると、その木がやっぱり自分の命をつなぎたいということで、木の真ん中のほうから、こう、枝というか、何かそういうのを出したり、根っこのほうから出したりとかというのがありますよね。強剪定が理由だというのは、区も認めました。

で、そういう強剪定をしておきながら、木の状態が悪いというのはいかがなものかなと思うんですよ。実際に、剪定をしている会社、私は見ました。そしたら、その会社は造園業じゃないんですよ。何かというと、一般産業廃棄物処理業なんですよ。そういうところがばんばん木を切って、ごみとして出すんだったら、それは強剪定になりますよ。にもかかわらず、そういうのもちゃんと把握していない。そして、それでも、何、自分たちの管理が悪いのを棚に上げて、あ、この木は駄目ですねというのはいかがなものですかね。

○桜井委員 今回の業者がそうなの。

○岩田委員 いや、今回のではなく、そういう例があるということです。

○桜井委員 例がある。

○嶋崎委員長 いや、今回の、悪いけど、今回の話をしてくれる。すごく大事な話をしているから。全体像じゃなくて、今回のこの神田警察通りの陳情審査をしているんだから。そこに絞って言ってくださいよ。一般論を言われても、それは困るよ。

○岩田委員 一般論。

○嶋崎委員長 いやいや、それはそうでしょ、だって。

岩田委員。

○岩田委員 今回は、そういうことはないですか。ちょっとお伺いしたいです。

○須貝基盤整備計画担当課長 そのようなことはございません。

○岩田委員 契約のこと、二つ目。神田警察通りの道路整備に係る発注一覧をちょっと見ているんですけど、平成30年から令和3年までにかけて、4年間で平均で1,000万円かけて、神田警察通り協議資料作成業務、年間、約、平均で1,000万ですよ、かけてやっているんですよ。なのに、地元の人たちが知らないって、これはちゃんと資料を作って、ばらまいたって、1,000万円かからないんじゃないんですか、何をやっているんですかという話ですよ。

○嶋崎委員長 いやいや、分からない。

○須貝基盤整備計画担当課長 何が……

○嶋崎委員長 何を指摘するのか言ってください。

○岩田委員 はいはい、すみません。委員長。

高島テクノロジーが受けていますよね。

○嶋崎委員長 いや、だから、それは何が何の無駄遣いなのか、何なのかを……

○岩田委員 そうです、そうです。無駄遣いです。

○嶋崎委員長 そこをきちっと言わないと、分からない。

○岩田委員 つまり、神田警察通り協議資料作成業務と書いてあるんですよ。

○嶋崎委員長 いや、だから、それが何なの。

○岩田委員 えっ。

○嶋崎委員長 それを言って。ちゃんと、具体的に指摘してくださいよ。だから、何なんだということ、きちっと。

○岩田委員 資料作成で1,000万円もかけて、どの資料を作って、どれだけ周りに人たちにちゃんと知らせたんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 その文字どおり、協議をするための資料を作成したので、様々な資料を作成——あと、測量ですとか樹木診断等も、その間の中ではやってございます。

○嶋崎委員長 それは、成果物としてはしっかり持っているんだよね、当然。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。そのとおりでございます。

○嶋崎委員長 はい。

○小枝委員 そのところ、ちょっとすみません。関連します。

○嶋崎委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 この資料というのは、高島テクノロジーですか、それともURですか。この協議会に出し、委員会に出した資料ですね。例えば、街路樹についてという、こういうふうな。この表紙を見れば分かるでしょ。

○須貝基盤整備計画担当課長 いつの……

○嶋崎委員長 ちょっと休憩します。

午後6時21分休憩

午後6時23分再開

○嶋崎委員長 では、委員会を再開します。

答弁からかな、じゃあ、これ。今の、どうなんですかというところでは言っているんだから。答弁からお願いします。

担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 今、ただいまご指摘のあった資料は、高島テクノロジーの資料でございます。作成した資料でございます。

○小枝委員 その10年間で8,500万も支出しているという規模の、かなり、何というか、額的には大きな契約なんですけれども、こういった資料をよく見てみると、例えば、これ、よく見た資料だと思えますね、三つの比較。三つの比較という。この三つの比較というのはどういう比較かという、現況と街路樹保存と街路樹変更案なんですよ。で、現況と街路樹保存というのは、歩道の幅というのは、木が変わっていないわけだから、メーターは変わらないわけなのに、現況、まあ、これだったら1.7メートルとなっていて、

街路樹保存案は1.86メートルになっているんですね、同じ場所なのに。まあ、もう細かいことは言いませんけれども、つまり、これ、岩田さんの質問に重ねて言えば、こういうことを住民側に説明のために使っていけば、住民から言われるわけですよ。あれっ、これ、何か木が変わっていない場所の変わっていない歩道なのに、数字が変わっているのはおかしくないですかと。でも、根回しのためにしか使っていないから、誰もそういうふうに。

高島さん、そんなにたくさんお金を払っているのに、これ、今、一つの——時間がないと言われるから、一つの事例ですよ。よくよく見ると、本当にね……

○須貝基盤整備計画担当課長 委員長、ちょっといいでしょうか。今の、今の……

○小枝委員 それに……

○嶋崎委員長 じゃあ、いいや。一つ一つやろう。一つ一つ。順番に。今の指摘に関して、何かあるのね。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○嶋崎委員長 はい。どうぞ、担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 今のご指摘ですけれども、現況ですから、現況の実際の有効幅員です。それを保存したときには、ツリーサークルを造りますので、そのときの想定した幅員です。ですから、全く同じになるわけではございません。

○嶋崎委員長 ということだそうです。

違うところで続けてください。

小枝委員。

○小枝委員 それだって、これ、本当に、住民から言われたんですよ、何でですかと。これ、何ですかと言う暇もないですよ。そのツリーサークルの幅ですと。ツリーサークルの幅が狭くなったから、広くなったんですよ。そういう話でしょう。

で、この三つの絵だって、これ、委員会で見たときに、何だ、できるじゃないですかと、みんな。むしろ現状のほうが枝ぶりがよくて、いい豊かな道だよねと言ったのを覚えていますよね。で、これは何のために作ったかという、新しい計画の中でどういう状況が生まれるか、見えるような絵を出してくださいって、委員会の求めに基づいて出したんですよ。つまり、できるという絵を出したんですよ。二つ出ていますが、二つともそうですよ。だから……

○須貝基盤整備計画担当課長 委員長。

○小枝委員 この資料の前のところで、さっき何度もあれですけども、15回協議会、14回協議会と15回協議会のところで、もう整備担当課長が、基盤整備計画担当課長が、ここは樹木を移植しないとできないんですよと言ったのは、この資料とは食い違っているんですよ。で、委員会では、このことには触れず。

○嶋崎委員長 今、ちゃんと言わせてあげて。

○須貝基盤整備計画担当課長 はい。

○嶋崎委員長 まだ言っていない。

○須貝基盤整備計画担当課長 あ、ごめんなさい。

○嶋崎委員長 はい。担当課長。

○須貝基盤整備計画担当課長 そちらの、議会から求められたものは、保存した場合の案

も作って検討をというご指摘を受けましたので、それを作った。で、結論的には、残したままでは幅員が取れないというところは変わっておりませんので、整備できる案として、私どもが出したものではありません。

○小枝委員 委員会、議事録を読みましたが、そんなこと言っていないですよ。そんなこと言っていないですよ。協議会でだけ、誰にも見せない協議会でだけ言っているんですよ。そういう不誠実なダブルスタンダードをやっている中で、今の、非常にご迷惑、町会長へのご迷惑と地域住民が涙するほかないような、悲しい3億7,000万円の状況が発生しているという、そのリアルな事例です。

それと、東京都の福祉保健局のところから、歩道の有効幅員が原則として2メートルと、建築限界の解説があるんですけども、ある他の自治体の土木の専門家の方から、こういう指摘があります。非常に千代田区の状況を心配して見ているということで、もし、ルールに基づいて完全に計画的に造られた道路が理想なのであれば、つくば市の道路を参考にしてみればいいと思います、と。学術機関関係の会議やビジネスには適したまちだとは思いますが、観光目的ではどうでしょうか。これは決してつくば市をけなしているわけではありません。ただ、まちが果たす役割の話です。つまり、人工的な道を作る、数字に合った、ただ2メートルすつんと。前に、これ、副委員長のほうからも言われましたけれども、それは、会議するまちとかというんだったらいいけれども、観光には——それと、また陽光桜の維持管理についても議論が出尽くしているのか、疑問があります、と。街路樹が病害虫に強いのは当然だと錯覚していないでしょうか。千代田区の職員の方から、街路樹だけの議論をしているのではないという趣旨の発言もしょっちゅう目にするのですが、一体、誰のためにまちづくりをしているのか分からなくなります。自分たちの発言と実現したい計画にも筋が通っていないし、疑問にも正面から答えない。恣意的な編集をした文章でごまかす。要求した返答も用意してこない。私が元公務員でも、全くこれはフォローできませんと。同業の方が言っている。

この問題というのは、意見の不一致の問題だけじゃなくて、この極めて説得力のない、合理性のない、審議の根拠となった事実が極めてゆがめられて、不安定であると。建築限界が重要だと言いながら、建築限界を侵すものを今から——この方はプロだから、それが分かるわけですよ。だから、陽光桜を移植するのも安全性を阻害することになるよ。仮に、工事に着手してイチョウを伐採し、植樹した陽光桜が順調に生育したとして、根上がりで舗装面の平坦性が損なわれたら、今度は陽光桜は切る、伐採するのですかと。岩田さんが言ったのと同じことを言っています。

冷静に考えれば、そういうことなんです。つまり、計画の合理性、正当性がないという、この状況に対して、ここで、住民が声を上げた、監査請求をしたということに対して、やはり一旦立ち止まって、耳を傾けて、そして、ある程度折り合いを、例えばここの部分は移植するであるとか、例えばここの部分は残して今度は陽光桜を植えるであるとか、そういうふうな調整をするのが行政の役割。先ほど木村委員が言われた国交省のガイドラインにもあるとおりだと思うんですね。そこの知恵の出し方を全くしない。それじゃあ、せっかく8,500万もかけたコンサルの仕事も意味がないし、3億7,000万をやって工事することも未来の夢につながらないし、こうしてやっている委員会の間にも、文化放送では、千代田区では、どうも区長が区民との約束をたがえて、神田警察通りの街路樹を伐採

するということになっているということが、今、先ほどあったらしいです。

だから、もうそういう形で、千代田区というのは、まあ、弁護士の方も言っていましたけれども、ほかの自治体では、一旦、監査請求が出ている樹木に関しては、しっかりとそのところを手順を踏んで、その結論を待つ。それは、神奈川でも、鎌倉市でも、と。普通の自治体ではそうだと。千代田区さんはそうじゃないんですかと、なぜなんですかということが、やっぱり今問われているわけです。学者さんたちからも、神奈川大学の幸田先生、行政学の先生……

○嶋崎委員長 思いはさ、小枝委員、分かるけど、ご意見だったらご意見、ご質疑だったらご質疑というふうに明確にしてくださいよ。

○小枝委員 ですから、そういう合理性、正当性を欠く部分について、一旦、謙虚に受け止めて、ここは工事強行をするべきではない。そして、調整を、私たち議会と一緒に、今、全力で考えるべきだというふうに思いますので、ぜひ、お願いいたします。

○印出井環境まちづくり部長 これまでもご答弁申し上げましたとおり、神田警察通り、繰り返しになりますが、千代田区を東西に貫く1.4キロの区道という中で、ずっとまちづくりと共に議論をしてきて、整備の方向性を共有してきたというところがございます。そういった中で、今般、この整備についての様々なご議論があると。で、この警察通りについては、先ほど申し上げましたように、様々な制約、商業地域における駐車帯の整備ですとか一定の交通量ですとか、そういった中で、当初思い描いていた整備が、歩道幅員の確保という整備ができない状況になった中で、最低限、2メートルの道路構造令に沿った幅員は確保していこうと。

それから、もう、これは小枝委員のほうからはご指摘ございませんけれども、小学校の、あるいはお子さんの親御さん方から、イチョウについての様々な課題、自分の親を抱える方々からの声とか、そういう声も多く寄せられているところでございます。イチョウに罪はございませんけれども、そういった沿道のこれまで重ねてきた課題ですとか、あるいは、先ほど来申し上げましたように、街区によって全く街路樹が異なっている、統一感のない街路樹。そういうことについて、長らく議論をしてきたところでございます。

そして、今般につきましては、いろいろご指摘ありましたけれども、事実として、3か月、4か月近く工事を止めて、様々、双方のご意見を聞いてきたところですが、なかなか一致に至らなかったと。小枝委員がご指摘のような一致点が見いだせればよかったところですが、これ以上議論しても、なかなか決裂を、亀裂を生むだけだというような判断の中で、先ほど来ありますけれども、住民監査請求については重く受け止めますけれども、制度的には執行もできるものだろうというところで、まず決断をしたと。区長も含めて私どもで決断をしたということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。岩田委員はもう一本ありますか。

はい、どうぞ。

○岩田委員 また契約のところ、ちょっとお伺いしたいんですが。

この週末に、神主さんをお呼びして、おはらいか何かやっていたよ。あれって、区が頼んだんですか。

○嶋崎委員長 それは違います。私が答えます。それが、業者がやったものです。執行機関に答えさせるわけにはいかないから。

岩田委員。

○岩田委員 それは事業者ということなんですけども、これは、今まで樹木の伐採で、そういう神主さんと呼んで、おはらいって、やったことありますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 やったかどうかは、ちょっと分かりません。私どもが把握しているところでは分かりません。

○岩田委員 分からない。

それって、今回の事業者がやったおはらいというのは、区との契約の中に入っていることなんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 もちろん入ってございません。

○岩田委員 入っていない。入っていない。

じゃあ、契約外のことをやっているということですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 今回の道路工事の安全祈願ということで、請負業者がしているものですから、それが契約の中にはもちろん入ってございません。

○岩田委員 事業者は契約外のことをやっている。それで、区はそのお金を出しているということですよ。出していないんですか。

○嶋崎委員長 出していないって。関係ないと言っているんだから。

○岩田委員 関係ない。

○嶋崎委員長 業者がやっている。役所には関係ないということ。

○岩田委員 勝手にやっているということですか。

○嶋崎委員長 いや、勝手にやっているかどうかは分からないけど、（発言する者あり）役所は関わっていない。あくまでも、業者が安全祈願として気持ちの中でやった話でしょということ。

○岩田委員 それで、今の委員長の整理で合っていますか。（発言する者あり）

○須貝基盤整備計画担当課長 はい、そのとおりでございます。

○岩田委員 分かりました。

○嶋崎委員長 岩田委員。

○岩田委員 分かりました。

じゃあ、最後に、胸襟を――今のとは違いますよ。胸襟を開いて話をするという話で、もう、話はしたくない、もう、これ以上したくない、たった1回でも、もう、これ以上話したくないというんでしたら、でも、これから、Ⅲ期、Ⅳ期、Ⅴ期と話合いはあるわけですよ。だったら、そういう方には、その方のためにも、申し訳ないですけど、メンバーを替えることも必要なんじゃないかなというふうなことを私は考えていますけど、いかがでしょう。

○加島まちづくり担当部長 先ほど申し上げたように、今回、Ⅱ期工事のということですので、Ⅲ期、Ⅳ期ということであれば、また意見が違う可能性もありますので、そこら辺は、協議会のメンバーであれば、そのまま協議会の中ではメンバーでいていただいたほうがいいかなと。多様な意見の中でどう集約していくかということだと思しますので、協議会については、今後工夫しながらやっていきたいというふうに考えております。

○嶋崎委員長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 意見が出尽くしたというか、ご意見、ご質疑も含めて、やり取りをさせていただいたと思うんですけども、この、今までも、実は、私の委員長の前の前の前の前の委員長までかな——からのずっとやり取りで、ここまで来ております。先般も、委員会の集約もし、その前も委員会の集約をし、この陳情を住民の皆さんに、陳情者の皆さんにはお返しをしております。そういうことも含めて、この取扱いをどういたしましょうか。そこのご意見を頂きたいと思っておりますけれども。

○桜井委員 する委員の皆さん心配をされて、ご意見が出ておりました。陳情審査、千代田区の陳情審査は、いろいろな多岐にわたってやっているわけでございますけれども、本来であれば、全会一致というのが望ましいわけでございますけれども、ここは、やはり採決を行って、委員会としての判断をお示しするという事は必要なんではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、本来、千代田区の原則的には全員の一致ということなんですけれども、今日の中では、私が聞いている限りでは、なかなか一致は見られないということで、今、桜井委員のほうから採決をして、判断をしたほうがいいじゃないかと、こういうご意見を頂きました。そういうふうな進め方でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

まず、引き続き調査を求める意見と結論を出すべきだという意見が実はありますから、この部分についてお諮りをしたいと思っております。これも多数決でさせていただきます。

まず、引き続き調査を求めるご意見という方の——継続ということですね、の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 大串副委員長、木村委員、小枝委員、岩田委員が賛成でありまして、そうすると、ほかの委員の方がそうではないということですから、同数ということになります。同数になったときの、可否同数になった場合は、委員会条例の第13条の規定によりまして、私、委員長において、採決をしたいと思っております。

これまでも何回も何回もこの件は繰り返してきましたけれども、なかなか住民の皆さんのご意見も一致しない。当然、我々議会の、住民代表である議会のこの中でも割れている中での現状でありまして、大変苦渋な選択でありますけれども、私、委員長としては、これは結論を出すべきというふうに判断をさせていただきたいと思っております。

よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、まず、このことを一つ確認させていただきながら、次に、本陳情について、どうするかということでございます。これについて、採択をするか、不採択にするかということでございますけれども、これも、多分、判断があると思うんです。いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですね。おかしくないでしょ。採択か不採択。

○桜井委員 それはおかしくないです。

○嶋崎委員長 ね。採択か、不採択しかないのでから。まず、採択をするべきだと……

○大串副委員長 3本を1本にまとめて。

○嶋崎委員長 まとめて、まとめて。3本まとめて。その議論は3本とも一緒にやっていますから、3本まとめてでいいんじゃないですか。3本まとめてで採択をすべきだと。今日は採択をすべきだという方の挙手を、（発言する者あり）入るよね。

休憩します。

午後6時42分休憩

午後6時45分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開いたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

この後に、この陳情の採択か不採択か、またお伺いいたしますけれども、その前に、ご意見があるということであれば、ここで述べていただきたいと存じます。

岩田委員。

○岩田委員 日本の風景に最も溶け込んでいるイチョウですけども、意外なことに、IUCN、国際自然保護連合のレッドリストに野生絶滅危惧種として登録されているイチョウを、これ以上伐採するべきではないと私は思っております。そして、この採決も、もっと住民の意見を聞いてからするべきではないかなと思っておりますので、今日はするべきではないと、そのように考えております。

○桜井委員 するんだよ。

○嶋崎委員長 するべき。するんだよ。するために意見を言っていたから、するべきではないということではなくて……

○岩田委員 すみません。そうじゃないですね。

○嶋崎委員長 意見として何か言ってください。

○岩田委員 すみません。私は伐採に反対いたします。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 採択なんだよ。

○岩田委員 すみません。採択にですね。

○嶋崎委員長 採択するか、しないか。

○岩田委員 採択に反対いたします。（発言する者あり）

○嶋崎委員長 えっ。

○桜井委員 いいよ、いいよ。

○嶋崎委員長 いいの。いいの。（発言する者多数あり）いいの。

○大串副委員長 採択に賛成……

○岩田委員 採択に賛成します。ごめんなさい。

○嶋崎委員長 ちゃんとさ、ちゃんとしてね。

○岩田委員 すみません。

○嶋崎委員長 大事なところだからね。

○岩田委員 すみません。大丈夫です。

○嶋崎委員長 お願いしますよ。

ほかにご意見ありますか。

○小枝委員 私の意見としては、先ほども申し述べたとおり、これは、非常に経緯・経過

に間違いがあったことが連なっておりますので、ここは、本当は双方話し合い、歩み寄って、明大通りのときのように何らかの妥協点を導き出す努力、これは環境まちづくり部があまりにもかたくなにゼロ回答であったということによって、この悲劇が起きているというふうに思っています。

結論としては、ただいま監査請求が出ている。そして、これは地方自治法に定められた制度であり、それに基づいて、これから60日をかけての審査が行われるという状況の中で、その目の前、争われている樹木を伐採、撤去するということは、常識的に、あるいは制度的に考えられないことだと。そういった意味でも、暴挙をやってはならないというふうに思います。

また、昨年3月――あ、令和3年の10月に議会の議決をしたわけですがけれども、その真偽の根拠となる事実に関して、大変間違った説明が幾つも幾つも行われていた。それを、その議決を基に行われている契約であるとすれば、これは無効であるということが十分に成り立つというふうに、何人もの弁護士に私は励まされております。

よって、この、仮にイチョウを撤去することが話し合いの下に是であるとしても、この陽光桜という樹種の不適切であるという部分も、専門的にはクリアがされていない。また、議会に示された専門家からの意見も、ご本人から言われているように、ご自分の意見が保存を求めているのに中小木にすることを是としているような表現がされている。様々に行政の虚偽の手段、あるいは資料、そうしたものが度重なっているこの計画を進めても、住民にとって、幸せな状況になりませんし、知恵を尽くせば、樹木を生かし、移植をするなり、いろんな考え方が出たはずなのに、その知恵も出さなかった。そういう意味では、今のウクライナではありませんけれども、極めて民意を無視した、住民自治を無視した、本当にそういった暴挙だというふうに思いますので、この千代田区に民主主義が戻るためにも、本日頂いた車椅子の方からの切実な陳情、そして、このⅡ期工事区間に住んでいる住民の切実な陳情、恐らく多数決を採ったら、地域の中でも知らない人が1番、そして、切らないでくれが2番、恐らく切ってくれというのは3番だと思います。そういう意味でも、大方の意見の合意のない街路樹伐採には断固反対をいたしますので、この陳情に採択の立場を取ります。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。

大坂委員。

○大坂委員 神田警察通りの沿道整備に関しては、本当にもう、10年、20年近くにわたって地域の方々が協議をされ、なおかつ、この企画総務委員会の中でも陳情審査をしたり、議決をしたりということをもう長年積み重ねてきて、今、ようやくここまでたどり着いた案件だと思っています。

そもそも樹木の伐採に関しては、様々な意見があるということがもう大前提としてある中で、やはりどこかでそこは折り合いをつけていかなければならないというようなテーマなのかなと思っています。そうした中で、前回の陳情審査を踏まえて、4月9日に双方、胸、胸襟を開いた形での議論をする場が持たれました。その中で歩み寄ることができればよかったのかもしれないですが、平行線だったという現実があります。こうした状況を踏まえて、執行機関と区長がこれまでの議会の議決を尊重した形で決断をされた。

このことについては、やはり重く受け止めなければならないのかなというふうに考えます。そうしたことを踏まえて、この陳情に関しては、特に送付4-5、4-4に関しては、採択することができないのかなというふうに考えています。

もう一つ、4-6に関しては、住民監査請求について求めるものでありました。この住民監査請求に関しては、やはり先ほど来委員の方からも出ていますけれども、判断するのは監査委員であるというところで、この企画総務委員会の中で、この監査の中身について、どうこう、何か判断をするということは望ましくないのかなというふうに考えておりますので、これについても採択をすべきではないというふうに考えております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○大串副委員長 陳情の4-4、4-5、それから4-6、いずれも採択すべきだと思います。理由は質疑の中で述べたとおりなんですけれども、住民の方、これ以上、協議を続けたら、住民の方の溝がさらに深まるという執行機関の説明、答弁がありました。私は、この原因は、全ては執行機関の今日までの中で適正な手続を欠いたからこういう事態になった、そう思います。また、今回の街路樹を伐採しなければならないという合理的な説明もありませんでした。そういう中で、今回、こういう事態になっている。そのことを執行機関としてはしっかり反省をしてもらいたいと思います。

それから、そういったことを受けて住民監査請求が出て、今回、今日を迎えたわけですが、今日の答弁では、工事を今日の夜やらせてもらうということなんですけれども、これは、さっき述べたとおり、監査請求が出て、まだこれから調査をしようというときに今日から工事に入るというのは、全く暴挙としか言いようがありません。ですので、この陳情にあるとおり、監査の結果が出るまでとか調査中は、街路樹を残すべきだということに賛成です。

この3本いずれも採択することに賛成です。

○嶋崎委員長 はい。木村委員。

○木村委員 私も3件とも採択すべきという立場で、意見を述べさせていただきます。

第47回千代田区民世論調査で、「まちづくりをより良くするために必要なもの」という回答で、区民の方はどうかというのは、情報提供、住民と行政がまちづくりを議論する場、そして、住民同士でまちづくりを議論する場という内容でありました。やはり、この世論調査と同じようなことを、今回、3件の陳情書は共通しているというふうに思います。実際に、陳情4-4については、「どうぞ地元住民の声に今一度耳を傾け、」というふうに述べていらっしゃるし、4-5については、「私達の声をかきとる」、「樹木を伐採しないで下さい」というふうに述べています。いずれにしても、住民の声を聞いてほしいと。これは、住民自治の原点ですよ。ですので、採択すべきと考えます。

それから、監査請求については、私としては、仮に違法でないという結果になっても、じゃあ、伐採の工事を進めていいというふうにはならないだろうと。あくまでも決めるのは住民なんだという立場です。ですから、ただ、ここでも、たった一度で話し合いを打ち切り、2日後に伐採通知が来た。そのため、仕方なく住民監査請求を出したという文言がございます。やはりここでも声を聞いてほしいと。話し合いの場を継続してほしいと。もっともな声だと私は判断いたします。住民が決めることだって、先ほど私も強調させていた

だきました。ですから、私は、保存しろだとか伐採しろだとかということ、ここで言うつもりはありません。ただ、住民が話合いの継続、声を聞いてくれと言っているときに、それを遮断するやり方は間違っているということから、採択を主張したいと思います。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、陳情の、まず、送付、全部一遍にやりますけれども、一応、読み上げさせていただきます。送付4-4、神田警察通り道路整備に於いてイチョウ伐採中止・街路樹保存を求める陳情、送付4-5、神田警察通りの街路樹伐採中止を求める陳情、送付4-6、住民監査請求中は神田警察通り2期区間の街路樹伐採をしないよう求める陳情、この3本に対して、皆さんの判断をしていただきたいと思います。

この陳情、3本とも一括してですけれども、採択にするべきだという方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○嶋崎委員長 大串副委員長、木村委員、小枝委員、岩田委員。ありがとうございました。

この件についても、同数ということでございますので、私、委員長が委員会条例第13条の規定により、この件に関しては不採択にさせていただきたいというふうに判断をさせていただきます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、この件に関しまして、審査を終了いたします。ありがとうございました。

3番のその他に入ります。

委員の皆さんからありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

執行機関は。（発言する者あり）ありません。

それでは、本日の委員会を全て終了いたしました。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後6時58分閉会